

茨城大学

目 次

I	認証評価結果	2-(4)-3
II	基準ごとの評価	2-(4)-4
	基準1 大学の目的	2-(4)-4
	基準2 教育研究組織	2-(4)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(4)-8
	基準4 学生の受入	2-(4)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(4)-15
	基準6 学習成果	2-(4)-29
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(4)-32
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(4)-38
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(4)-41
	基準10 教育情報等の公表	2-(4)-47
<参 考>		2-(4)-49
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-51
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-52
iii	自己評価書等	2-(4)-54

I 認証評価結果

茨城大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 25 年度に文部科学省から教育関係共同利用拠点に認定された広域水圏環境科学教育研究センター（臨湖実験所）は、他大学も対象としたフィールド実習を実施し、卒業論文研究、修士論文研究、博士論文研究を行う学生を広く学内外から募集するなど、県内の多様な水域を活かした教育に貢献している。
- アクティブ・ラーニングの定義を明確にし、積極的な実施に取り組んでいる。
- 理工学研究科では、地域の大学としての特色あるプログラムとして総合原子科学プログラム、原子力工学教育プログラム、先進創生情報学教育研究プログラムを実施している。
- 平成 22 年度に文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に「根力（ねぢから）育成プログラムの構築」が採択され、平成 24 年度にはその後継事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の構成大学として採択され、加えて平成 26 年度には「産学連携によるインターンシップ等の情報発信と専門人材育成」が採択され、各学部で学生の社会的・職業的自立に向けた多様な教育活動を展開している。
- 平成 25 年度に文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に東京農工大学及び首都大学東京とのコンソーシアムとして「ASEAN発、環境に配慮した食料供給・技術革新・地域づくりを担う次世代人材養成」が採択され、グローバル人材育成のためのプログラム（AIMSプログラム）を展開している。
- 平成 26 年度に文部科学省の大学COC事業に「茨城と向き合い、地域の未来づくりに参画できる人材の育成事業」が採択され、地域活性化や中小企業競争力強化支援といった諸課題に対し地域と協働して解決を図るための取組を展開している。
- 大学戦略・IR室を設置し、学習成果の把握や内部質保証システムの運用のための充実した情報提供を実施している。
- 英会話実務研修等の学内研修や海外インターンシップを実施し、また各種学外研修の参加者が学内SD研修で報告を行う等、多様な方法により職員の資質向上のための取組を積極的に進めている。
- 英語、中国語、韓国語によるウェブサイトを作成・公表し、グローバル化に対応した情報発信を進めている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 地域が求める人材育成機能を強化し、地域志向の学生を輩出することを目指す「茨城と向き合い茨城に根ざし、未来を育む地域協創人材養成事業」が、平成 27 年度の文部科学省COC+事業に採択されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 一部の学部において成績評価に対する学生の異議申立て制度が未整備である。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則第1条に、「教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、有為な人材を育成するとともに、併せて地域社会の文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

各学部の教育目的は各学部規程第2条に定められている。例えば、人文学部においては、「人文、コミュニケーション及び社会の諸科学に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする。」と定めている。各学部の目的に基づいて、各学科等の目的を定めている。

また、学則に定めた教育目的に基づき、大学憲章を定めている。そこでは、基本理念、教育、研究、地域連携と国際交流、運営について、教職員の行動指針を定めており、さらに、別途、行動規範を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院学則第1条に、「教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

各研究科の目的は、研究科規程の中に定めている。例えば、理工学研究科では、研究科規程第1条の2において、「研究科は、科学・技術における基礎及び応用を教授研究し、学術の深奥をきわめるとともに、高度な研究応用能力と豊かな学識を有する研究者並びに高度専門職業人を育成し、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている。

各専攻の目的については、研究科の目的に基づいて定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の 5 学部から構成されている。

- ・ 人文学部（2 学科：人文コミュニケーション学科、社会科学科）
- ・ 教育学部（4 課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程、情報文化課程、人間環境教育課程）
- ・ 理学部（1 学科：理学科）
- ・ 工学部（8 学科：機械工学科、生体分子機能工学科、マテリアル工学科、電気電子工学科、メディア通信工学科、情報工学科、都市システム工学科、知能システム工学科）
- ・ 農学部（3 学科：生物生産科学科、資源生物科学科、地域環境科学科）

学部及び学科（又は課程）の設置は、学則第 5 条に定めており、各学部における学科（又は課程）の構成は、学則及び各学部規程に定めている。

これらのことから、学部及びその学科（又は課程）の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学則第 30 条第 1 項において、「教養教育と専門教育との有機的な連携を図り、教養科目と専門科目とを一体化させた 4 年一貫の教育課程を編成し、実施するものとする。」と定めている。

教養教育の運営は、組織規則第 26 条第 1 項の規定に基づいて設置した大学教育センターが行っている。

大学教育センターの下には、大学教育センター基礎教育運営委員会を置き、教養教育に関する事項（毎年度の基本方針、ガイドライン、バンド（科目を指定した時間帯）、基本計画、実施計画）を策定し、基本方針、基本計画、実施計画については全学教務委員会に諮って決定している。また、同センターには、企画実施部、教育点検支援部及びキャリア教育部を置き、それぞれの業務を行っている。

大学教育センターに置く委員会と部門には、専任教員（8 人）と各学部からの兼任教員を配置して、全学的な協力体制の下に教養教育を実施している。特に、企画実施部では、8 つの基礎教育専門部会（人文系、社会系、自然系、総合、外国語、総合英語、情報、健康・スポーツ）を置いて、教育課程及び授業内容の企画、授業科目の編成及び実施、教養科目担当教員の確保、非常勤講師の任用、授業の点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の企画・実施を、全学的な体制で行っている。

また、センター専任教員で構成する大学教育センター会議では、大学教育における授業方法の改善、教育 IT 化の推進及び教材開発の支援、FD の支援、教育の自己点検・評価の支援、「総合英語」及び理系基

礎科目（「数学」と「物理学」）における習熟度別授業等を審議している。

教養科目は基本的には1年次（水戸キャンパス）において卒業に必要な単位数をほぼ修得することが可能となるよう設計されているが、単位が不足する学生、再履修学生及び3年次編入学生に対応するため日立キャンパス及び阿見キャンパスにおいてもこれらを補完する教養科目を開講している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は4研究科から構成されている。

- ・ 人文科学研究科（修士課程2専攻：文化科学専攻、社会科学専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程5専攻：学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻、学校臨床心理専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程9専攻：理学専攻、機械工学専攻、物質工学専攻、電気電子工学専攻、メディア通信工学専攻、情報工学専攻、都市システム工学専攻、知能システム工学専攻、応用粒子線科学専攻、博士後期課程6専攻：物質科学専攻、生産科学専攻、情報・システム科学専攻、宇宙地球システム科学専攻、環境機能科学専攻、応用粒子線科学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程3専攻：生物生産科学専攻、資源生物科学専攻、地域環境科学専攻）

このことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

特別支援教育特別専攻科を、現職教員のほか教員の資格を有する大学卒業者を対象として、障害児教育に関する専門教育を行い、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を中心とした障害児教育を担当し得る教員を養成することを目的として設置している。その下に知的障害教育専攻を置き、特別支援学校教諭一種免許状取得コースと特別支援学校教諭専修免許状取得コースを設けている。

これらのことから、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究に関わる全学共同利用施設としては、図書館、大学教育センター、入学センター、留学生センター、IT基盤センター、機器分析センター、広域水圏環境科学教育研究センター、遺伝子実験施設、地球変動適応科学研究機関、フロンティア応用原子科学研究センター、宇宙科学教育研究センター、五浦美術文化研究所、社会連携センターを置いている。なお、平成25年度に文部科学省から教育関係共同利用拠点に認定された広域水圏環境科学教育研究センター（臨湖実験所）は、他大学も対象としたフィールド実習を実施し、卒業論文研究、修士論文研究、博士論文研究を行う学生を広く学内外から募集するなど、県内の多様な水域を活かした教育に貢献している。

学部附属教育施設としては、教育学部に教育実践総合センター、農学部フィールドサイエンス教育研究センターを置いている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている

と判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

組織規則第18条の6に基づき、各学部で学部教授会（平成26年度開催数12～18回）と研究科委員会（平成26年度開催数11～16回）を設置し、学長が決定する教育研究に関する事項について審議し意見を述べている。それらの事項は、（1）学生の入学、卒業及び課程の修了、（2）学位の授与、（3）学校教育法第93条第2項第3号に基づく教授会の審議事項等である。

また、組織規則第19条の2に基づき、各学部で教育会議（平成26年度開催数12～16回）を置き、教授会から委譲された事項として、（1）教育課程の編成に関する事項、（2）学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項等を審議している。

全学的な教務関係の委員会として、全学委員会の設置に関する規則第2条第2項の規定に基づき、全学教務委員会（平成26年度開催数10回）を置き、（1）教育課程の実施の基本方針の策定、（2）教養教育の実施体制に関する事等を審議している。

さらに、教育の質の向上を目指す全学的な教育改革の推進を図るため、その具体的な企画、立案、実施及び調整を行うことを目的として、教育改革推進会議（平成26年度開催数9回）を置き、（1）教育に関わるGP等の企画及び連絡・調整に関する事、（2）国内外の教育機関との交流及び連携に関する事、（3）教育に関わる設備のマスタープランに関する事、（4）その他教育改革の推進等に関する業務を行っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているかと判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成25年度に文部科学省から教育関係共同利用拠点に認定された広域水圏環境科学教育研究センター（臨湖実験所）は、他大学も対象としたフィールド実習を実施し、卒業論文研究、修士論文研究、博士論文研究を行う学生を広く学内外から募集するなど、県内の多様な水域を活かした教育に貢献している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

各学部には教員の組織としてそれぞれ人文社会科学野、教育学野、理学野、工学野、農学野を置いている。学野は学部及び学科（又は課程）を運営する。

人文社会科学野には専門性に応じて人文コミュニケーション学、社会科学、日本語教育学、外国語教育学の4領域、教育学野には同様に第1、第2、第3の3領域、理学野には同様に数学・情報数理、物理学、化学、生物科学、地球環境科学の5領域、工学野には同様に機械工学、物質工学、電気電子工学、メディア通信工学、情報工学、都市システム工学、知能システム工学、工学基礎の8領域、農学野には同様に生物生産科学、資源生物科学、地域環境科学の3領域を置いている。センター等の教員や独立専攻の教員も含め、すべての教員はその専門性に応じ、いずれかの領域に所属している。

学部には教授会を置き、学野長には最も関連する学部の長を充てている。領域には領域長を置き、領域の運営に関する校務を整理する。学部には教育会議を置き、学部の管理運営や教育に関する重要事項は教育会議が審議している（学部教授会からの委譲事項）。また、学科（又は課程）における教育の実施や改善に関する責任者として、学科長（又は課程長）を置いている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文学部：専任94人（うち教授51人）、非常勤23人
- ・ 教育学部：専任97人（うち教授55人）、非常勤11人
- ・ 理学部：専任62人（うち教授37人）、非常勤24人
- ・ 工学部：専任153人（うち教授68人）、非常勤43人
- ・ 農学部：専任54人（うち教授26人）、非常勤24人
- ・ 大学教育センター：専任8人（うち教授0人）、非常勤98人

当該大学における主要科目とは、カリキュラムツリー等の主要部を占める科目群であり、専門教育における必修科目や選択必修科目である。主要科目を専任の教授又は准教授が担当している割合は教養教育で63.4%、人文学部で94.3%、教育学部で81.1%、理学部で91.9%、工学部で78.5%、農学部で86.7%である。

各学部では、非常勤講師担当の科目に関しては、原則、専任の教員が連絡担当教員を務めている。連絡担当教員は、非常勤講師に教育課程上での位置付けや受講する学生の状況を伝達し、教育目標を踏まえて、必要とされる学習成果及び成績評価基準等の設定に当たっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員 87 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 70 人（うち教授 62 人）、研究指導補助教員 36 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 59 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 190 人（うち教授 110 人）、研究指導補助教員 28 人

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 140 人（うち教授 109 人）、研究指導補助教員 39 人

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態を踏まえ、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「専修」に準用することとすれば、専任教員だけでは、6専修（国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、英語教育専修）が基準数より不足している。学生の修学に不都合が生じないよう、欠員がある専修については、特任教授や非常勤講師を措置してきており、教育課程は必要とされる内容を維持してきているが、こうした是正措置によっても、なお国語、社会、英語の3専修では教員が不足している。しかし、平成26年度に改正され、平成28年4月1日から施行される大学院設置基準第9条に係る告示によれば、同専攻は教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を満たしている。

各研究科において、主要科目を専任の教授又は准教授が担当している割合は、人文科学研究科で98.6%、教育学研究科で91.3%、理工学研究科（理学系）で81.1%、理工学研究科（工学系）で90.9%、農学研究科で76.7%である。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員年齢構成の現状は、35歳未満は6.2%、36～45歳は26.4%、46～55歳は38.9%、56～65歳は28.5%となっている。女性教員の割合は、人文学部が24.2%、教育学部が19.1%であるのに対して、理学部では11.3%、工学部では3.9%、農学部では5.2%である。この状況を踏まえて、男女共同参画を更に進めるために、広報及び啓発活動を行っている。外国人教員は人文学部、理学部及び工学部に所属しており、全学では2.1%を占める。

制度面では、教員の研究能力向上を目的として、就業規則にサバティカル制度を設けて運用している。サバティカル期間中は、教育、校務及び社会連携活動に係る職務の全部又は一部が免除され、自らの研究に専念できる。渡航費の支援や非常勤講師枠の配置をしており、募集人数は教員数の5%（全学で25人程度）を上限としているが、現状は毎年5人程度の教員が半年程度、本制度を活用し、教育及び研究等の能力の向上を図っている。

授業表彰制度は、教養教育の授業科目に設けられており、毎年2科目から3科目が推薦され、その担当教員が学長によって表彰されている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

就業規則の第4条第2項及び第50条第2項で定めた教員資格規程に、教授、准教授、講師、助教及び助手の資格に関し必要な事項を定めている。教員の採用及び昇格等に関しては、教員の採用及び昇進等の選考に関する規程で定めており、学長が定める全学人事基本方針に基づき、公募を原則として行っている。

学長は、基本方針の策定及び変更に当たっては、全学人事委員会の意見を聴くものとしており、各学部における教員の採用に当たっては、各学部長は、基本方針に基づき採用計画案を策定し、学長に提出している。学長は、提出された計画案について、全学人事委員会の意見を聴き、承認若しくは非承認の決定、又は、変更若しくは再策定を指示している。

採用候補者の募集及び選考は、学長が承認した採用計画に基づき、各学部において行う。各学部長は、選考に当たっては、当該学部教授会（又は当該研究科委員会）の意見を聴くものとしている。各学部長は、選考の結果に基づき複数の採用候補者に順位を付して学長に提出し、学長は、提出された候補者の中から採用者を決定している。

各学部及び各研究科での選考の際には、教育能力の評価を重視しており、模擬授業等の実施又は面接における教育実績の確認を行っている。なお、教育経験を持たない者には、今後の教育活動に関する計画を確認している。大学院課程を担当する教員については、教育能力に加えて研究指導能力を特に重視する基準を用いて資格審査を行っている。理系学野では専任教員のほとんどが大学院兼任教員となるため、助教以上の学部教員の採用及び昇格は大学院課程を担当する教員に係る基準を用いて行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、教員業務評価及び勤務評価によって実施されている。教員業務評価は教育、研究、社会貢献、校務の業務の質的向上及び改善を目的としており、勤務評価は教員の勤務状況を公正に把握し、処遇を適正化することを目的としている。

教員業務評価は教育研究評議会の決定に基づき、評価対象期間を2年として実施している。教員は、教育、研究、社会貢献、校務の4分野について自らの目標に照らした達成度について自己評価する。各学部長は、自己評価に対して評価を行い、その評価結果を本人に示し、学長に当該学野における評価結果を報告する。

具体的な実施手順は次のとおりである。（1）教員は、各自の教育研究情報を研究者情報総覧のシステ

ムに入力する、(2) 大学戦略・IR室は、各教員の教育実績データ（授業アンケート及び卒業論文、修士論文、博士論文の指導状況等）を整理して、各教員にデータを提供する、(3) 提供データに基づき、各教員は自己点検評価書（各分野につき4段階での自己評価）を作成する、(4) 自己点検評価書を各学部長に提出する、(5) 各学部長は、執行部内での意見を踏まえながら、教員の自己評価に対する学部長の評価を、各教員に示し、場合によっては改善を促す、(6) 各学部長は、教員業務評価の実績報告書を作成して、学長に提出する。

勤務評価は、就業規則により行い、その結果を昇給（毎年1回）や勤勉手当（毎年2回）に反映させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務系職員数は88人（週当たり20時間以上勤務する非常勤職員を含む。）であり、図書館に勤務する職員数は21人、技術系職員数は39人である。また、TAと留学生を支援するチューターの配置状況は、平成26年度実績で、TAは703人、チューターは146人である。なお、留学生センターでは、留学生を支援するSAを2人配置している（平成26年度）。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- サバティカル制度において、渡航費支援を行い、非常勤講師を配置し、募集人数は教員数の5%（全学で25人程度）を上限としているなど優れた取組であるが、現在のところは毎年5人程度の教員が半年程度本制度を活用するにとどまっており、さらに応募者が増えることが期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

全学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は教育目的に沿って以下のとおり定められている。

- 「・ 学修の基礎となる学力とコミュニケーション力を備え、自らを律し、向上する意欲を持ち、知的好奇心が旺盛な人
- ・ 自然と人間と社会に関わる諸課題に主体的に取り組み、問題を解決する力を高め、さらなる新しい課題に積極的に挑戦しようとする人
- ・ 幅広い教養と高い専門性を備えた職業人として、現代の世界と社会の持続可能な発展に貢献しようとする人」

各学部及び各研究科の入学者受入方針も、各学部及び各研究科の教育目的に沿って定められている。

これらはいずれも「求める学生像」を示したものであるが、入学者選抜の基本方針を具体的に示したのではなく、入学者受入方針としては不十分な点があるものの、平成27年度中に文部科学省によるガイドラインを踏まえて入学者受入方針を改訂する予定である。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、一般選抜と特別選抜の入学試験を実施している。一般選抜の前期日程と後期日程、特別選抜の推薦入試の一般推薦は、すべての学部及び学科等で実施している。特別選抜の専門高校推薦は、教育学部の1選修、工学部の3学科、農学部で実施している。特別選抜の帰国子女入試は、人文学部の1学科、理学部、工学部の4学科で、社会人入試は、工学部の2学科で実施している。また、私費外国人留学生入試は、工学部の夜間主コースを除き、全学部及び全学科等で募集定員を若干名として実施している。3年次編入学試験は、人文学部人文コミュニケーション学科、教育学部養護教諭養成課程及び人間環境教育課程環境コース、理学部、夜間主コースを除く工学部、農学部で実施しており、人文学部及び教育学部は若干名の募集だが、理学、工学、農学の各学部では定員を設定して募集を行っている。

それぞれの入学試験では、受け入れたい学生を念頭に、筆記試験の場合には試験科目及び配点を定めており、また、面接、口頭試問及び実技を取り入れるなどしている。

学部入試の一般選抜では、各学部が入学者受入方針に沿って、大学入試センター試験の受験すべき教科・科目及び個別学力検査の試験科目を選定し、学力の判定及び可否決定を行っている。

大学院課程の入学試験では、全研究科で一般選抜と外国人留学生特別選抜を行っており、試験科目や審査方法はそれぞれの募集単位の教育目的に沿って定められている。これらのほか、社会人特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜を実施している。また、農学研究科や理工学研究科（博士後期課程）では10月入

学制度がある。特別支援教育特別専攻科の入学者選抜は、一般選抜のみで実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

長期的入学戦略に基づく入学者選抜の適正な実施及び入学者受入方針に基づく入学者確保のための方策を策定するとともに、入学者選抜方法の改善及び点検評価することを目的として、平成18年度に入学センターを設置している。

入学センターは、全学統一の入学者選抜体制の構築に関する業務、全学の入学者選抜の適正な実施、総括及び支援に関する業務、大学入試センター試験の実施に係る総括及び調整に関する業務等を行っている。各学部は入学センターと協調し、それぞれに入試業務に関する委員会を組織し、各学部長の指揮の下で個別の入試実務を行っている。また、入学戦略会議を置き、入学戦略の基本方針に関すること及び入学者選抜制度の改革に関すること等、入学戦略に関する事項を審議している。

副学長（教育担当）及び入学センターは、出題ミス及び入試業務ミスを防止するため、各学部の出題委員、採点委員、入試実施委員に、各作業工程の際にチェックシートを用いた業務確認を行わせている。出題ミス防止の徹底のために、出題委員とは異なる点検委員によるチェック制度を設けている。筆記試験以外の入試方法についても、例えば、面接試験及び実技試験にも実施マニュアルを作成し、ミスの防止に取り組んでいる。

試験の実施に当たっては、学長を本部長とする実施本部と学部長を本部長とする試験場本部を組織し、試験実施に当たっている。合否判定は、各学科（又は課程）等で予備審査を行い、各学部の判定会議において合格候補者を決定し、その結果を学長に上申し、合格者の決定を行っている。

大学院課程の入学者選抜は、各研究科長（理工学研究科（理学系）については副研究科長）が学長から委任を受けて実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学センターには入学者選抜部門と企画開発部門を置いており、企画開発部門は、入学者選抜方法の改善等に関する研究、開発及び研究方針の策定を業務とし、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証している。入学試験実施後には、各学部から上げられる実施の際の問題点等の改善に関する意見や入学試験結果の検証を行い、英語を重視した選抜への転換等、入学者選抜の改善につなげている。

また、入学センターでは、分析情報の整理を行い各学部提供している。例えば、平成25・26年度入学者を対象にアンケートを実施している。さらに、平成26年度入試実績等により、センター試験及び個別学力試験得点率分布、学内併願状況、センター試験選択科目受験状況等の資料を作成し、入試の実態把握に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 23～27 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.06 倍
- ・ 教育学部：1.05 倍
- ・ 理学部：1.08 倍
- ・ 理学部（3年次編入）：0.64 倍
- ・ 工学部：1.06 倍
- ・ 工学部（3年次編入）：0.52 倍
- ・ 農学部：1.03 倍
- ・ 農学部（3年次編入）：1.02 倍

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：1.14 倍
- ・ 教育学研究科：1.09 倍
- ・ 農学研究科：1.09 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：1.13 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：1.00 倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.85 倍

このことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

全学部において平成29年度から新たな教育課程を開始することに伴い、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の見直しを行っており、その過程で以下のような全学の教育課程の編成・実施方針を策定している。

「(1) (教育課程の編成) ディプロマ・ポリシーで定めた5つの能力を育成するため、共通教育と専門教育からなる4年あるいは6年一貫の体系的な教育課程を編成する。

(2) (課題解決能力の育成) 課題解決力を育み、学生が自らの理想に基づいた将来を切り拓く基礎となる思考力・判断力・表現力を育成するため、共通教育および専門教育でそれぞれの特色を生かしたアクティブ・ラーニング科目を充実させる。

(3) (実践的英語能力の養成) グローバル化が進む地域や職域での活動を支える実践的英語能力を共通教育、および専門分野に即した形で専門教育において養成する。

(4) (地域・国際志向と態度を育成する教育の推進) 共通教育および専門教育のそれぞれにおいて、地域の理解と国際的な視野を育み、異なる地域や分野、文化的背景をもった人達とのコミュニケーション力や協働性を育成する科目を充実させる。

(5) (教育の質の保証) 学修時間の確保と厳格な成績評価によって単位を実質化するとともに、学修成果の可視化を図り丁寧な学修ガイドを行う。教職員と学生の相互協力と点検により不断の教育改善を推進する。」

また、各学部でも、全学的な教育課程の編成・実施方針に沿って、それぞれ教育課程の編成・実施方針の改訂を行っている。

各学部で、教育課程の編成・実施方針が定められている。例えば、理学部では以下のとおりである。

- 「・ 未知なる自然への深い関心と探求心を育む講義科目に加えて、自ら新しい課題を発見して解決する能力を養う演習ならびに実験・実習科目をバランスよく組み合わせた学修を行う。
- ・ 多様な文化や思想・歴史への理解を深める教養科目、理学の共通的な基礎となる科目に加えて、国際通用性を有し理学の専門分野をカバーする科目群を体系的に配置する。
 - ・ 近隣の研究機関等と連携した科目や地域の自然を生かした実習を配置するとともに、理学と社会のつながりを理解するための講義や実習科目を設定する。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教養教育の体系は、教養を修得する科目（分野別教養科目と総合科目）と専門科目を履修するための基礎を修得する科目（分野別基礎科目と主題別ゼミナール）、高等教育として共通に履修し理解すべき科目（共通基礎科目）から構成されている。共通基礎科目は外国語科目、健康・スポーツ科目、情報関連科目からなる。これらの科目群のそれぞれは、教養教育の6つの目標として掲げられたものの複数と対応付けられている。学生は、学部の教育目的に応じてこれらの科目をバランス良く履修することとなっている。年次配置についても、初年次前期科目及び初年次後期科目の体系的な配置、習熟度に応じた進行型配置、より広い履修対象の全学年配置等とされている。

各学部において卒業に必要な単位数のうち教養科目が占める単位数は、人文学部においては卒業要件単位数124単位のうち42単位、理学部、工学部、農学部においては38単位を占めるのに対して、教育学部においては、学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程では卒業要件単位125単位のうち26単位、情報文化課程及び人間環境教育課程では卒業要件単位124単位のうち26単位となっている。

人文学部の教育課程の専門科目は専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱ、自由履修、卒業研究から構成されている。学生は、専門科目Ⅰのうち、教養科目の学習を踏まえ専門的な技能を身に付けるための基礎演習を2単位、学問的関心に応じて専門的な知識や考え方を深めるための選択科目から32単位履修し、専門科目Ⅱのうち、卒業研究に備え特定の専門分野に関する体系的な知識や考え方を深化させるための専門演習を8単位、専門科目Ⅰの学習を踏まえ学生の学問的関心に応じて特定の分野を専門的に学ぶ選択科目を26単位履修する必要がある。加えて、自由履修として6単位、卒業研究として8単位履修することが必要である。

教育学部の教員養成課程（学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程）の専門科目は、教職に関する科目及び教科に関する科目からなり、学校教育教員養成課程の学生は、専門科目を80単位履修することに加え、自由履修として教育学部及びその他の学部の科目を19単位、特別支援教育コースの学生は、専門科目を93単位履修することに加え、自由履修として教育学部及びその他の学部の科目を6単位履修する必要がある。養護教諭養成課程の専門科目は、専門科目を77単位履修することに加え、自由履修として教育学部及びその他の学部の科目を22単位履修する必要がある。情報文化課程の専門科目は、プロジェクト科目、課程共通科目、課程専門科目等からなり、卒業のためには、これらの科目を78単位履修することに加え、自由履修として20単位履修することが必要である。また、卒業論文を要件とする卒論型卒業、又は卒業論文に代えてプロジェクト科目を4単位履修して卒業するプロジェクト型卒業を選択することができる。人間環境教育課程の専門科目は、人間理解のための科目及び知識・技能の伝達に関する科目からなる課程共通科目、コース専門科目等からなり、卒業のためには、これらの科目を78単位履修することに加え、自由履修として20単位履修することが必要である。

理学部の教育課程の専門科目は、基礎科目、標準科目、発展科目、専門科目選択履修から構成されている。学生は所属するコースに応じ、高校の数学・理科教育との接続及び理学の基礎的素養を涵養するための基礎科目を10～15単位、各専門分野に応じた専門の基礎を身に付けるための標準科目を20～29単位、各専門分野に応じた専門性の高い知識を身に付けるための発展科目を20～36単位履修する必要がある。加えて、専門科目選択履修として4～24単位、自由履修（教養科目及び専門科目から選択）として6単位履修することが必要である。なお、一部のコースではその特色に応じ、標準科目及び発展科目の区別を設けずに必要単位数を設けている。また、理学部の1コースは、J A B E E（日本技術者教育認定機構）の認証を受けており、技術者としての実践教育をJ A B E Eの方法論を活かして行っている。

工学部の教育課程の専門科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目から構成されている。学生は所属する学科及びコースに応じ、必修科目を28～56単位、選択必修科目を0～42単位、選択科目を0～52単位履修することが必要である。必修科目における必要単位数の内訳は学科及びコースにより差があるものの、合計で80単位が必要であり、専門科目の必要総単位数は学部内で共通である。加えて、自由履修（教養科目及び専門科目から選択）として6単位履修することが必要である。また、工学部の5学科はJ A B E Eの認証を受けており、技術者としての実践教育をJ A B E Eの方法論を活かして行っている。

農学部の教育課程の専門科目は、必修科目及び選択必修科目から構成されている。学生は所属する学科及び教育課程に応じ、必修科目を29～64単位履修し、選択必修科目を0～20単位履修することが必要である。必修科目における必要単位数の内訳は教育課程により差があるものの、生物生産科学科では合計で84単位が必要であり、資源生物科学科では合計80単位が必要である、地域環境科学科では76単位が必要であり、専門科目の必要総単位数は各学科内では共通である。

教育課程の体系的性については、教育目標を要素分解した上でカリキュラム・マッピングを行い学生に示したり、教育の体系的性をカリキュラムツリーに従って年次的に配置するなどして、可視化を図っている。また、科目ナンバリングによる教育課程の体系的性の確保も図っている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて人文科学、社会科学、教育学、教養、理学、工学、農学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様化に対応した取組として、農学部では、平成21～23年度に文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業」として採択された「初年次からの食のリスク管理教育プログラム」を正規プログラムとして定着させている。

また、平成22年度に文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に「根力（ねちから）育成プログラムの構築」が採択され、平成24年度にはその後継事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（幹事校：新潟大学）にも関東甲信越地域の構成大学として採択され、社会的・職業的自立に向けた多様な教育活動を人文学部及び農学部で展開している。さらに、平成26年度に「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップ等の取組拡大」（幹事校：新潟大学）に「産学連携によるインターンシップ等の情報発信と専門人材育成」が採択され、連携大学の一つとしてインターンシップ等の取組拡大を図っている。

これらの経験を活かし、全学的にキャリア教育に取り組んでおり、全学部でインターンシップ科目を開

講している。また、就業力育成を体系的に進めるため、教養教育では「根力育成プログラム」の一環として1年次に主題別ゼミナール、2年次に就業力育成・ステップアップ系科目を開講している。平成25年度は茨城産業会議と連携した「働くということ」を知る―産業界連携特別講義―等の講義を11開講するなど各学部でキャリア形成科目の充実を進めている。

キャリア形成の一環として、TOEIC等の語学検定への対応も進めており、平成27年度からは必修の教養科目「総合英語」にTOEICを課すこととしている。資格や免許取得への支援も行っており、各学部で教育職員免許状が取得できる。語学検定等の各種の取得資格については、条件を設定して単位として認めている。また、教育職員免許状、技術士、学芸員等の国家資格の取得のための科目を開講している。

人文学部では、実践的なコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するため4つの特別プログラム（根力育成、国際教養、地域課題の総合的探求、日本語教育）を運用している。教育学部の教員養成課程（学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程）では、必修の教養科目として「コミュニケーション論（ことばの力実践演習）」を置き、他人の話をきちんと聞き、自分の話をしっかりと相手に伝えるというコミュニケーションの基本を培うことで、学校教育に対する社会からの要請に応えている。工学部では、他学科開講の専門科目の履修を認めており、自らの専門だけに固執しない幅広い視野を持った技術者を養成している。

また、学内では学部を越えた履修が認められており、一定単位数まで自由履修として単位が与えられる。また、他大学等（全学として、4大学2高等専門学校）との単位互換協定が締結されており、実施されている。

学術の発展動向に対応した取組として、理学部では、先端的研究機関と連携した「宇宙環境利用科学概論」を開講したり総合原子科学プログラムを設けることにより、科学技術への興味を喚起するとともに現在学んでいる専門科目との関連を認識させることに努めている。

グローバル人材育成のニーズに対応して、平成25年度に文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」（幹事校：東京農工大学）に東京農工大学及び首都大学東京とのコンソーシアムとして「ASEAN発、環境に配慮した食料供給・技術革新・地域づくりを担う次世代人材養成」が採択され、AIMSプログラム（グローバル人材育成のためのプログラム）を展開している。

また、外国の協定締結校への留学を13校で実施していることに加え、平成27年度から国際戦略室を設置している。

地域社会の人材ニーズに対応して、平成26年度に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に「茨城と向き合い、地域の未来づくりに参画できる人材の育成事業」が採択され、地域に学び、地域に還元し、地域と共に成長する拠点となることを目指して、地域活性化や中小企業競争力強化支援といった諸課題を自治体、企業、住民と協働して解決を図るなどの取組を展開している。

さらに、地域が求める人材育成機能を強化し、地域志向の学生を輩出することを目指す「茨城と向き合い茨城に根ざし、未来を育む地域協創人材養成事業」が、平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択され、連携大学とともに教育プログラムの改革を進めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態を平成26年度の実績で見ると、全学では講義が53.9%、少人数セミナー・演習が34.4%、実

験が 3.0%、実習・実技が 8.7%であるが、教養教育では少人数セミナー・演習が 52.4%、人文学部では少人数セミナー・演習が 55.3%と多く、理学部、工学部、農学部では講義が 63.7～81.9%を占めている。

教養教育における学習指導法の工夫として、人文系や自然系では、受講者数が 150 人以上の場合に TA を配置している。各学部でも、授業内容に応じて教育効果を高めるための学習指導法の工夫が行われている。例えば、教育学部人間環境教育課程では、必修の教養科目である「コミュニケーション論（文章作成法 1）」において、文章力を向上させるための作成実習とともにピアレビューを重ねて教育効果を高めている。

アクティブ・ラーナーの養成に力を入れ、これまでも、(1) 課題の解決に向けた調査・分析の設計、(2) 実際の調査・分析の方法に関する知識やスキル、(3) 調査・分析の報告方法について、ゼミナールや卒業研究やそれに代わるプロジェクト研究等を通して教育を行ってきたが、平成 27 年度からはアクティブ・ラーニングに関する実施要項を作成し、アクティブ・ラーニングとは、振り返り学習、プレゼンテーション、ディスカッション、PBL（課題解決型教育）等の手法を取り入れた授業回数が増え総授業数の 3 分の 1 以上の科目と定義している。また、教員が自らの授業にアクティブ・ラーニングの手法を取り入れやすいように整理した要素表を作成している。加えて、学生がアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた授業を履修しやすいように、授業に取り入れられているアクティブ・ラーニングの手法が分かるようにシラバスに記載している。平成 27 年度においては、アクティブ・ラーニングは、教養科目のうち外国語科目、健康・スポーツ科目、情報関連科目、主題別ゼミナール、分野別基礎科目、総合科目の地域志向系科目において 100%実施されており、各学部の専門科目においては 57～82%実施されている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行われている。

授業時間外の学習を学生が十分に行えるよう、全学的に授業方法の改善を教員に要請している。このため、多数の教員がレポートや調査テーマを課すようになっている。また e-learning 教材と学習室を整備し、自主学習を促している。また、授業時間外学習（学期末の試験やレポートの準備・作成時間を含まない、1 回の授業当たりの自主学習時間）の状況は授業アンケートで測定している。その結果は、人文学部 42.8 分、教育学部 45.1 分、理学部 82.4 分、工学部 37.1 分、農学部 77.0 分、教養教育 37.1 分である。この結果をやや不足気味と判断して、シラバスの項目に自主学習の内容を指示する項目「予習・復習のポイント」を記入することを義務付けている。

また、各学部で履修登録の上限を設定し、学生が科目を登録しすぎて授業外学習時間の確保が困難になることを防ぐ取組を行っているが、人文学部 2 年次以上では各学期 30 単位まで、教育学部では年間 58 単位まで、理学部 1 年次及び 4 年次では年間 60 単位まで、農学部では各学期 29 単位まで等、全般的に高めに設定されている。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な成果を上げているとはいえないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学部で基本事項を網羅した統一様式を用いてシラバスを作成している。記載項目は、概要、キーワー

ド、到達目標、授業計画、予習・復習のポイント、履修上の注意、成績の評価方法、教科書・参考書である。その特徴は、授業計画の欄にアクティブ・ラーニングの具体的手法や要素番号を記入する点、予習・復習のポイントを書くことが義務付けられている点である。担当教員は、シラバスのフォーマットに従って、教務情報システムに入力する。教務委員会等でシラバスの内容を点検することにより、授業の内容が各分野の趣旨に沿ったものになるよう配慮している。シラバスは冊子体及びウェブサイトで提供されている。

授業の初回に教員から学生に対してシラバスの内容を説明することが義務付けられている。シラバスの利用状況については、授業アンケート等で調査を行っているが、「科目選択に役立った」等、良い評価をした学生は教養教育では67.9%、人文学部では68.8%、教育学部では57.9%、理学部では44.2%、工学部では78.8%、農学部では88.9%である。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

多様な学生の受入に伴って生じている基礎学力不足の学生に対して、「総合英語」や理系基礎科目の「数学」「物理学」「化学」等の教養科目において習熟度別教育を行っており、特に初年次での基礎学力不足解消に力を入れている。

「総合英語」では、大学入試センター試験の英語を受験していない学生を対象として、入学時にプレースメント・テストを実施しレベル別にクラス分けを行い、授業を通じてレベル別テストにおいて一定の水準に到達していることを卒業条件としている。理系基礎科目の「数学」と「物理学」では、高等学校の微分積分が習得できていない学生のための特別クラスを編成している。「化学」では、プレースメント・テストで2クラス（基礎、発展）に分け、基礎クラスでは、毎回の小テストで学生の理解度を把握しながら授業を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースとして知能システム工学科Bコースが設置されている。授業は6講時（17時35分から19時5分）及び7講時（19時10分から20時40分）に開講している。このコースの学生は知能システム工学科Aコースの専門科目を10単位まで、昼間開講の他学科の専門科目を10科目まで卒業単位に算入することができる。また、知能システム工学科Aコース向けの教養科目（「数学」と「物理学」を除く。）を10単位以内に限り、Bコース向けの教養科目として算入できる。さらに、教員から十分な指導が受けられるよう4年次の卒業研究に割り当てられる時間を確保している。仕事のために昼間の卒業研究活動が困難な場合は、夜間及び土日を活用した研究活動を行えるようにしている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

全学部において平成 29 年度から新たな教育課程を開始することに伴い、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、及び学位授与方針の見直しを行っており、全学の学位授与方針を策定している。それによると、以下の5項目の知識・能力を備えていることが必要であるとしている。

- (1) (世界の俯瞰的理解) 自然環境、国際社会、人間と多様な文化に対する幅広い知識と俯瞰的な理解。
- (2) (専門分野の学力) 専門職業人としての知識・技能及び専門分野における十分な見識。
- (3) (課題解決能力・コミュニケーション力) グローバル化が進む地域や職域において、多様な人々と協働して課題解決していくための思考力・判断力・表現力、および実践的英語能力を含むコミュニケーション力。
- (4) (社会人としての姿勢) 社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての意欲と主体性。
- (5) (地域活性化志向) 茨城をはじめとする地域の活性化に自ら進んで取り組み、貢献する積極性。

また、各学部や学科（又は課程）で、教育目的に沿ってそれぞれ学位授与方針を定めている。例えば、農学部では以下のとおりである。

- 「・ 環境と調和した生物資源の生産と有効利用に関する高度な専門知識や技術を身につけた人材を育成します。
- ・ 生命を支える食料と環境の問題について科学的視点から多面的に検討し、解決する力を身につけた人材を育成します。
- ・ 修得した専門知識や技術をグローバル社会の中で活かし、持続的な社会の発展に貢献する意欲を持った人材を育成します。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績の相対的位置付けを認識させること、学習支援に資することを目的に「茨城大学のGPA（Grade Point Average）に関する申合せ」を定め、算出基準について学生に周知を図るとともに、平成 25 年度入学者から全学的に適用し、履修指導に活用している。学生は教務システム等により、リアルタイムでGPAを確認できるようになっている。

評価のための標語及びその適用基準は、以下のとおりである。A+：90 点以上。到達目標を十分に達成し、極めて優れた学習成果を上げている。A：80 点以上 90 点未満。到達目標を達成し、優れた学習成果を上げている。B：70 点以上 80 点未満。到達目標と学習成果をおおむね達成している。C：60 点以上 70 点未満。合格と認められる最低限の到達目標に届いている。D：60 点未満。到達目標に届いておらず、再履修が必要である。これらの評語及び適用基準は原則的に各学部で同一であり、学則に明記し、各学部や大学教育センターの履修要項において周知を図っている。授業担当者はその基準に従ってシラバスに具体的な成績評価方法を明記している。この成績評価方法によりウェブサイト上から成績を教務情報システムに報告し、各学部の教育会議で単位認定が行われている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知が図られており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

人文学部、工学部、大学教育センターでは、授業改善の一環として、教員がシラバスどおりに成績評価が行われたかを報告することになっている。

同一科目名で担当教員が異なる授業については、授業方法と評価方法を統一することが行われている。例えば、教養教育の「総合英語」や「数学」では教材、試験問題、成績評価項目の統一が行われている。さらに、多くの授業で答案・レポートの返却及び解答例の提示等が行われている。

授業アンケートで調査した学生の理解度の分布と成績分布については、大学戦略・IR室（工学部は独自システム）から全教員に専用ウェブシステムを用いて提供しており、各教員は授業改善シート等を作成している。大学教育センターにおいては、毎学期、科目グループごとの成績分布が配布され、それを用いた自己点検・評価を行っている。また、大学戦略・IR室や学務課において学生の理解度や成績の分布特性等を定期的に分析し、FD研修会やデータリクエストを通じて各学部提供している。

成績評価に対する学生の異議申立て制度は、学部ごとに異っており、訪問調査の時点では、人文学部、理学部では教員と学生の1対1の対応となっていたところ、平成28年2月の教育研究評議会において、成績評価に対する異議申立てに関する全学的な要項と平成28年度からの施行が決定されている。

これらのことから、現状では、一部の学部において成績評価に対する学生の異議申立て制度に不十分な点はあるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業については、学則第41条に定めており、「学長は、第7条に規定する年限以上在学し、当該学部規則に定める基準に合格した者には、当該学部教授会の審議を経て、卒業を認定する」ことを明記している。各学部規程には、卒業認定基準及び卒業に必要な単位数や学習年限等の卒業要件が明記されている。これらは、履修要項等にも掲載され、学生にはガイダンス等を通じて周知が図られている。

卒業認定は、教員による教務情報システムに対する成績報告を基に、修得単位の状況を学部へ通知し、教務委員会による審議及び教育会議による審議（教授会からの委譲事項）を行い、学長が認定する。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則第13条に、教育課程の編成方針を定め、各研究科又は各専攻で、教育目的に沿って教育課程の編成・実施方針又はそれに相当するものを定めている。

例えば、人文科学研究科では、次のように定めている。

「(1) 授業科目群の基本的な考え方

茨城大学大学院人文科学研究科は、幅広い学識と専門分野に関連する基礎的素養を養うために大学院共通科目、研究科共通科目を開講するとともに、専門分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得するために、人文科学および社会科学の専攻科目を開講することとしている。また、研究科・専攻をまたぐ横断的分野や特定の職種に特化した分野等の独立・横断的プログラム等の科目を開講する。

(2) 履修体系

学生は、「研究・学習の対象領域のまとまり」であるコース（主専攻）に所属し、基盤養成科目（大学院共通科目・専門基盤科目・専門基盤演習）、研究推進科目（研究支援科目・専門科目・研究指導科目）、キャリア支援科目（外国語・日本語・インターンシップ・高度情報処理）から必要な授業を履修し、幅広い学識と専門分野に関連する基礎的素養を養う。

さらに、「知識やスキルを身につける実践的な体系」である教育プログラム（副専攻）を履修することもできる。

これらの授業を通じて得られた知見とスキルを基に、修士論文執筆もしくは特定課題研究を行う。」教育学研究科、農学研究科についても同様に教育課程の編成・実施方針が定められている。

一方、理工学研究科では教育課程の編成・実施方針はそれとして明文化されてはならず、ウェブサイト上の「各専攻の紹介」の記述によって代替されており、教育課程の編成・実施方針の策定において不十分な点がある。

これらのことから、一部の研究科を除いて教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

修士課程及び博士前期課程では、幅広い学識と俯瞰的視野及び職業的素養等を涵養するため、全研究科で大学院共通科目を配置している。また、専攻分野に応じた高度の専門的知識及び能力を修得するため、専攻科目を配置している。

例えば、人文科学研究科の教育課程は、基盤養成科目（大学院共通科目、専門基盤科目、専門基盤演習）、キャリア支援科目（外国語、インターンシップ、高度情報処理）、研究推進科目（研究支援科目、専門科目）、研究指導科目、自由科目の履修と修士論文（審査と最終試験を経る。）から構成されている。専攻科目は、基盤養成科目、研究推進科目、研究指導科目からなっている。

博士後期課程では、幅広い学際的視野と深い専門知識を修得するため、指導教員グループによる特別実験及び特別演習、学内の共同研究センター並びに地域の研究開発施設等において実施される特別実習、学内教員や学外の研究者によるセミナーからなる総合特別講義を設けている。講義については2タイプを設け、講義Aは深い専門知識を身に付けるための講義、講義Bは学際的な知識を得るための他大学講座又は他専攻の講義としている。

大学院課程において授与される学位には、専攻分野に応じて学術、教育学、理学、工学、農学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に応えるために、研究科横断型のサステナビリティ学プログラムと、各研究科に固有の教育プログラムを設けている。

研究科横断型のサステナビリティ学プログラムは、持続可能な社会構築のために国際的に活躍できる専門家の育成を目的としたプログラムである。研究科固有の教育プログラムには、以下のものがある。一

定の授業科目の単位を修得した者に履修証明書を授与するものとして、人文科学研究科のコミュニティ・マネージャー養成プログラム、理工学研究科の総合原子科学プログラム、先進創生情報学教育研究プログラム、原子力工学教育プログラム、農学研究科の地域サステナビリティの実践農学教育プログラムがある。教育学研究科では、教育職員免許状取得のために学部開講科目の履修を認める教員免許取得プログラムがある。農学研究科では、交流大学に約1年間留学して2つの学位の取得することができるダブルディグリー・プログラムがある。

研究科固有の教育プログラムの中では以下のものが地域の大学として特徴的である。総合原子科学プログラムでは、日本原子力研究開発機構と連携して、原子科学に関して基盤的・総合的な専門知識を有する人材を育成している。原子力工学教育プログラムでは、原子力分野以外を専攻する学生を対象として、地元の原子力関連企業や研究所と連携し、原子力分野の専門知識の習得や原子力の現場を体験できる実習等により、原子力産業を担う技術者の養成を目標としている。先進創生情報学教育研究プログラムでは、新しいITスペシャリストの養成を図るとともに、先進的な情報学に関する人材育成と先進的・融合的な研究を推進することを目的として、宇都宮大学との単位互換制度を活用して実施している。

平成19～20年度に文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」として採択された「地域サステナビリティの実践農学教育」及び「地域教育資源開発による高度教育専門職養成」は、支援期間終了後も継続した取組を実施している。「地域サステナビリティの実践農学教育」は、農学研究科において、インドネシアの大学とのダブルディグリー・プログラムに発展しており、「地域教育資源開発による高度教育専門職養成」は、教育学研究科のほぼすべての専攻で必修科目となっている。

理工学研究科（博士後期課程）では、6つの研究機関と連携大学院方式による講座を置いており、農学研究科（修士課程）においても、2つの研究機関と連携大学院方式による特色ある教育研究を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科では教育の目的に照らして、講義、少人数セミナー・演習、実験、実習、特別研究等の授業形態の組合せやバランスの工夫を行っている。授業形態を平成26年度の実績で見ると、全研究科において講義が多く、その比率は、人文科学研究科で69.1%、教育学研究科で51.9%、理工学研究科（理学系）で61.8%、理工学研究科（工学系）で79.6%、農学研究科で90.9%である。人文科学研究科では、講義も少人数対話形式で行われている。教育学研究科では、講義と演習が密接に組み合わせられ、実践形式で行われている。理工学研究科（工学系）では、対話・討論形式の講義が多数ある。農学研究科では、クォーター制を導入して、専攻科目を幅広く履修できるようにしている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。

全研究科で学士課程と同一の全学統一シラバス様式を採用しており、授業計画の項目で授業内容を示し、到達目標や予習・復習のポイントの項目を設けているほか、履修上の注意の項目で予習・復習の必要性を示

すことによって、自主学習を奨励している。レポートや発表が課される科目では、教員の個別指導が頻繁に行われる。また、大学院学生便覧には各教員のオフィスアワー及びメールアドレスを明記して、学生からの個別の質問に対応できる体制をとっている。

修士課程及び博士前期課程では、原則的に各研究科とも平均2.7～6.2人と小規模なクラスサイズとなっており、教員が学生の理解度や自主学習状況を把握しながら授業を進めている。修士課程及び博士前期課程においては修士論文作成に係る研究、博士後期課程においては博士論文作成に係る研究に直結するような科目も多く、それらの科目の十分な理解なしには学位が取得できないため、学習状況の把握や各科目の履修指導には指導教員もきめ細かな対応に努めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全研究科で全学統一シラバス様式を採用している。記載項目は、概要、キーワード、到達目標、授業計画、予習・復習のポイント、履修上の注意、成績の評価方法、教科書・参考書である。それらはウェブサイト上に公開され、科目選択に利用されている。学生アンケートによると、シラバスを科目選択に利用した割合は、理工学研究科（理学系）で57.9%である。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

教育方法の特例として、「教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。」と各研究科規程に定めてあり、学生のニーズ等に対応して6講時（18時から19時30分）及び7講時（19時40分から21時10分）に授業を開講し、指導を行っている。その実施状況は、人文科学研究科では研究支援科目及び専門科目（「コミュニケーション研究法」「生活保障倫理研究Ⅰ」等）を30開講し、専門基盤演習及び研究指導科目（「歴史・文化遺産基盤演習」「課題研究演習Ⅰ」等）を25開講している。農学研究科では、専攻科目（「栽培学特論」「動物細胞工学特論Ⅰ」等）を73開講している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院学則において「研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。」と定めており、複数の指導教員による研究指導体制をとっている。また、「各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。」と定めており、

いずれの研究科でも、学生と教員との話し合いに基づき研究テーマを決定し、作成した研究計画書に基づいて研究指導を行い、研究経過報告書等の中間報告を基に研究指導の点検・調整を行っている。

平成 27 年 7 月に研究倫理・学術倫理教育実施要領を定め、平成 27 年度入学者から日本学術振興会作成の教材「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」を基に全入学生に対して指導している。また、「研究倫理指導内容チェックリスト」を作成し、大学院学生及びその指導教員に確認・提出を義務付けており、教育訓練指導の有無及び理解度の確認に使用している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

21 世紀における社会の激しい変化に主体的に対応し、自らの将来を切り拓くことができる総合的な力を育成することに向けて、大学院課程の学位授与方針の全学的な改訂を行っている。その改定案では、全学的な方針として、以下の 5 つの知識、能力及び姿勢を備えることをもって、学位（修士）を授与としている。

- (1) (専門分野の学力・研究遂行能力) 各専門分野で求められる高度専門職業人としての知識及び技能ならびに自立的に課題を発見・解決しうる研究遂行能力。
- (2) (世界の俯瞰的理解) 人間社会とそれを取り巻く自然環境に対する幅広い知識と発展的な理解力。
- (3) (国際的コミュニケーション能力) 人間社会のグローバル化に対応し、文化的に多様な人々と協働して課題解決をしていくための高度な思考力・判断力・表現力、およびコミュニケーション能力。
- (4) (社会人としての姿勢) 社会の持続的な発展に貢献できる高度専門職業人としての意欲と主体性。
- (5) (地域活性化志向) 茨城県をはじめとして地域の活性化に、専門性を活かして主体的・積極的に取り組む姿勢。

また、各研究科又は各専攻で、学位授与方針又はそれに相当するものを定めている。例えば、教育学研究科では専攻ごとに次のように定めている。

「学校教育専攻

学校教育専攻では以下が認められる場合、修了を認定し学位（修士）を授与する。

- ・ 教員としての高い専門性を満たすに十分な学校教育に関する知識を有している。
- ・ 学校における教育活動に活かせる研究を行う能力を有している。
- ・ 専門的知識と研究能力を活かして学校教育を行うことができる能力を有している。」

人文科学研究科、理工学研究科、農学研究科についても同様に学位授与方針が定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院課程では、授業科目の成績評価に関し、学則を準用すると大学院学則に定めている。シラバスには到達目標と成績評価の方法を記載しており、単位の認定は、試験又は研究報告によって行っている。また、学生に対しては、大学院学生便覧、ウェブサイト、ガイダンスを通じて周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価基準を大学院学生便覧に掲載するとともに、授業ごとの成績評価方法をシラバスに記載している。成績評価の結果に疑義がある場合には、大学院専門委員会に対する異議申立ての機会を設けている。人文科学研究科では、大学院成績評価に関する問合わせに対する対応の要項を設けている。他研究科においても、成績評価等の正確さを担保するための措置をとっている。

大学戦略・IR室（工学研究科は独自システム）から全教員に成績分布データ及び授業アンケートデータについて専用ウェブシステムから提供を行っており、成績評価等の客観性、厳格性を含めた授業点検を全研究科で実施している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修了については、大学院学則に定めている。学位論文の審査及び最終試験は、各研究科で定めた方法、評価基準、審査体制で実施している。学位論文の合否判定は、専門分野や専攻ごとの審査会で行い、その審査結果は研究科委員会で審議し、修了認定を行っている。

博士の学位授与については、「大学院理工学研究科博士の学位授与に関する取扱要項」に定めている。その学位授与に係る審査の順序は、(1) 予備審査、(2) 公聴会を含む論文審査、(3) 最終審査及び試問、(4) 研究科委員会の議決である。

研究倫理に係る学位論文審査の状況については、平成 26 年 9 月に論文剽窃盗用チェックツールを導入し、試行的に利用している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- アクティブ・ラーニングの定義を明確にし、積極的な実施に取り組んでいる。
- 「総合英語」や理系基礎科目の「数学」「物理学」「化学」等の教養科目において習熟度別学習を導入したり、基礎学力不足学生の早期発見と履修指導を行うなど、基礎学力の不足した学生への多様な配慮を行っている。
- 理工学研究科では、地域の大学としての特色あるプログラムとして総合原子科学プログラム、原子力工学教育プログラム、先進創生情報学教育研究プログラムを実施している。
- 外部企業等と協定締結をし、連携大学院方式の講座を設置して、大学院の教育研究を実施している。
- 平成 21～23 年度に文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」として採択された「初年次からの食のリスク管理教育プログラム」は、支援期間終了後も継続した取組を実施している。
- 平成 22 年度に文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に「根力（ねぢから）育成プログラ

ムの構築」が採択され、平成 24 年度にはその後継事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の構成大学として採択され、加えて平成 26 年度には「産学連携によるインターンシップ等の情報発信と専門人材育成」が採択され、各学部で学生の社会的・職業的自立に向けた多様な教育活動を展開している。

- 平成 25 年度に文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に東京農工大学及び首都大学東京とのコンソーシアムとして「ASEAN発、環境に配慮した食料供給・技術革新・地域づくりを担う次世代人材養成」が採択され、グローバル人材育成のためのプログラム（AIMSプログラム）を展開している。
- 平成 26 年度に文部科学省の大学COC事業に「茨城と向き合い、地域の未来づくりに参画できる人材の育成事業」が採択され、地域活性化や中小企業競争力強化支援といった諸課題に対し地域と協働して解決を図るための取組を展開している。
- 平成 19～20 年度に文部科学省の大学院GPとして採択された「地域サステナビリティの実践農学教育」及び「地域教育資源開発による高度教育専門職養成」は、支援期間終了後も継続した取組を実施している。

【更なる向上が期待される点】

- 地域が求める人材育成機能を強化し、地域志向の学生を輩出することを目指す「茨城と向き合い茨城に根ざし、未来を育む地域協創人材養成事業」が、平成 27 年度の文部科学省COC+事業に採択されている。

【改善を要する点】

- 受講登録できる単位数の上限が高めに設定されており、単位数に見合った実質的な学習時間の確保につながっていない。
- 一部の学部において成績評価に対する学生の異議申立て制度が未整備である。

基準6 学習成果
6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程については、標準修業年限内での卒業率は平成18～23年度入学者の平均が人文学部で83.9%、教育学部で91.9%、理学部で84.7%、工学部で76.1%、農学部で90.3%であり、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は平成18～21年度入学者の平均が人文学部で93.0%、教育学部で96.4%、理学部で91.7%、工学部で87.8%、農学部で95.4%である。修士課程及び博士前期課程については、標準修業年限内での修了率は平成20～25年度入学者の平均が人文科学研究科で68.5%、教育学研究科で91.3%、理工学研究科博士前期課程で91.1%、農学研究科で81.0%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は平成20～24年度入学者の平均が人文科学研究科で83.0%、教育学研究科で96.3%、理工学研究科（博士前期課程）で93.4%、農学研究科で88.8%である。理工学研究科（博士後期課程）については標準修業年限内での修了率は平成19～24年度の入学者の平均が48.8%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は平成19～22年度の入学者の平均が75.8%である。

教育職員免許状の取得数については、各研究科を含めて平成22～26年度は、1,070～1,165件（うち教育学部は792～873件）である。なお、教育学部学校教育教員養成課程卒業生一人当たりの教育職員免許状取得数は2.8～3.1（平成24～26年度）である。また、その他の資格取得状況は、全学で100人以上の学生が取得した資格は、学芸員任用資格（184人）、技術士補資格保持者（1,027人）、測量士補（524人）、毒劇物取扱責任者（220人）、危険物取扱者（甲種）受験資格者（531人）である。

卒業論文や学位論文の学会等での発表については、工学部の学生が平成26年度に日本機械学会関東支部茨城ブロック2014年茨城講演会優秀講演発表賞や、日本金属学会2014年秋季大会日本金属学会World Materials Day Award大賞を受賞するなどしている。教育学部の学生は、音楽や工芸の発表で受賞している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

授業アンケートを実施して、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取を行っている。学士課程の教養科目については大学教育センターが、専門科目については各学部が、大学院課程（修士課程）の授業科目については各研究科が実施している。

平成25年度前期の教養科目のアンケートでは、理解度指数を解析し、教育成果を確認している。授業内容は、「おおむね理解できたように思いますか」という問いに対して、肯定的回答（5段階の5と4）を

した者は、外国語科目（総合英語）87.8%、外国語科目（総合英語を除く。）67.8%、健康・スポーツ科目92.5%、情報関連科目77.0%、分野別教養科目（人文の分野）及び分野別基礎科目（人文系）79.8%、分野別教養科目（社会の分野）及び分野別基礎科目（社会系）60.9%、分野別教養科目（自然の分野）及び分野別基礎科目（自然系）62.1%、総合科目74.4%、主題別ゼミナール85.3%である。

また、全学部で授業ごとの理解度と満足度を測定している。平成 24～26 年度の専門科目のアンケートにおける各学部の学生の平均理解度（5段階の5～3を回答した者）は80.9～92.7%であり、平均満足度（5段階の5～3を回答した者）は89.1～94.7%である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 22～26 年度の就職率（就職者数／就職希望者数）の平均値は、人文学部で86.5%、教育学部で92.0%、理学部で86.7%、工学部で91.5%、農学部で91.0%であり、人文科学研究科で68.3%、教育学研究科で90.6%、理工学研究科（博士前期課程）で93.5%、農学研究科で86.5%、理工学研究科（博士後期課程）で96.3%である。

平成 22～26 年度の学士課程から修士課程又は博士前期課程への進学率の平均は、人文学部で6.0%、教育学部で13.2%、理学部で51.5%、工学部で48.2%、農学部で29.5%である。

修士課程又は博士前期課程から博士後期課程への進学率は、農学研究科で17.3%であり（主に東京農工大学大学院連合農学研究科へ進学）、他研究科では2.9～4.4%である。

人文学部ではサービス関連企業への就職が多く、教育学部は教員となる者が多い。理学部、工学部、農学部では、大学院進学者以外は、理系の素養を活かすことのできる専門的・技術的職種に就く者が多い。理工学研究科（博士前期課程）の就職は堅調であり、90%近くが一般企業に就職している。同課程の理学系では、教員になる者が5%程度、公務員になる者が10%程度である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 25 年度末に「企業が求める就職者・大学生の資質・能力と評価に関する調査」（318 社が回答）を行い、その中で学士課程卒業生と大学院課程修了生の「資質・能力・職務遂行能力」の評価を調査している。

その調査結果では、卒業（修了）生に対しては、社会人としての姿勢の評価が比較的高い（以下は企業の肯定回答率）。「社会のルール、マナーをよく守っている」79.6%、「リーダーの指示に従い、集団行動をとっている」73.1%、「約束したことは必ず守っている」72.6%等の評価を受けている。また、「一般的な常識・教養がある」71.2%という評価を得ている。

専門性では、「パソコン等のIT操作の運用ができる」という設問には60.8%の企業が肯定的に評価しており、比較的高い。これは、調査した企業での卒業（修了）生在籍者において工学部卒業生の割合が高かったことにもよる。なお、「学問的専門性がある」という設問には、56.0%の企業が肯定的に評価している。

課題解決力に関係した評価として、「知識・技術を意欲的に身につけようとしている」76.2%、「指示がなくても、やるべきことを自ら見つけて取り組んでいる」67.8%、「自らの目標を設定し、その達成に取り組んでいる」65.1%等が比較的高い。

一方で、「外国語による会話・文書作成等の運用ができる」は、24.1%と最も低い評価を得ているので、

改善の余地もある。

なお、卒業（修了）生からの全学的・定期的な意見聴取は行われていないため、改善が望まれる。

これらのことから、卒業（修了）生からの全学的・定期的な意見聴取は行われていないものの、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

水戸キャンパス、日立キャンパス、阿見キャンパスの3つの主要キャンパスからなっており、そのほかに各附属学校、広域水圏環境科学教育研究センター、五浦美術文化研究所、学生寄宿舍等を有している。

その校地面積は水戸キャンパスが152,295㎡、日立キャンパスが116,041㎡、阿見キャンパスが108,029㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計136,871㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各キャンパスの校舎等施設として、講義室、研究室、実験室、演習室等を、体育施設として、体育館、運動場、弓道場、テニスコート等を整備しており、さらに、課外活動共用施設や福利厚生施設等を備えている。耐震化率については平成27年8月現在で99.1%であり、平成27年度は社会連携センターの改修工事を予定している。

施設のバリアフリー化についても、改修工事に合わせてスロープ、昇降機、多目的トイレ、障害者用駐車スペースの整備を行い、充実を図っている。

安全・防犯等を目的とした取組として、外灯や監視カメラのほか、校舎の大半で主要な出入口にはカードキーを設置し、学生証・職員証を利用して夜間及び土日の入校を管理している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

教育用パソコンの設置状況は、水戸キャンパス393台、日立キャンパス314台、阿見キャンパス87台の計794台である。IT基盤センターの管理する教育用パソコンは教養教育、専門教育、自主学習に活用されている。特に、図書館内に設置されたパソコンは、学期中は夜間及び土日でも利用可能となっているため利用頻度は高く、自主学習に活用されている。

多目的に使える授業支援用e-learningシステムと英語学習用のe-learningシステムが活用されている。バーチャルキャンパスシステムは学士課程用と大学院課程用が整備されており、多くの科目で用いられている。

情報ネットワークは電子メール、学内事務情報の更新、各種申請資料の請求、授業情報の提供、授業の提供、履修登録、成績確認等で活用されている。学生用電子メールは、文書編集機能に50GBまで利用可能なストレージを含むクラウドサービスとなっている。

さらに、図書館のラーニングコモンズをはじめとして、キャンパス内のほとんどの教室や福利厚生施設からインターネットに接続できる無線LANを提供している。この無線LANはeduroamに参加しているため、他機関からの来訪者も利用でき、学生・教職員は訪問先機関でネットワークに接続できる。全学統一の認証システムによる認証を受けて情報ネットワークへの接続を許すことによって、利便性と責任検証可能性を両立している。

このようなICT環境を安全かつ効果的に使いこなすための情報リテラシー教育及び情報セキュリティ教育は、すべての学士課程の学生が1年次に必修科目として受講している。これらの科目は、すべて専任教員が行い、教材もICT環境に合わせたものを執筆し活用している。また、学生・教職員に情報セキュリティポリシーの周知を図るとともに、外部からの脅威をファイアウォールによって、内外の脅威をウイルス対策ソフトウェアによって防いでいる。

これらの環境を支える基幹ネットワークとして、各室の情報コンセントを1Gbpsで統一し、キャンパス内を2Gbpsで整備するとともに、キャンパス間を1Gbpsで接続している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、水戸キャンパスに本館、日立キャンパスに工学部分館、阿見キャンパスに農学部分館を設置している。図書館全体では年間8,000冊程度の図書を受け入れ、本館、工学部分館、農学部分館合わせて約100万冊の図書及び16,841種類の学術雑誌を所蔵している。電子ジャーナルは5,189タイトル契約している。

各学部における図書、学術雑誌、視聴覚資料の選書に加え、学生が購入を希望する図書等についても予算化し、要望に応じている。また、新刊図書をできるだけ早く配架できるように職員が毎週選書している。

学生用図書については、各学部選出の教員で構成する図書館運営委員会で年間の図書費予算を決定し、本館、工学部分館、農学部分館がそれぞれ選書体制をとっている。教養科目のシラバスに記載されている参考文献及び教科書はすべて購入し、学生用図書として配架している。

学術雑誌は、予算が制限される中で教育研究上必要な資料を系統的に収集することとし、全学共通経費により、電子ジャーナル及びデータベースを3年契約とするなど継続的・安定的に提供するようにしている。

学生用の電子ブックも購入し、どのキャンパスでも利用できるようにしている。また、図書館のウェブサイトを通じて自宅からも一部利用できるように整備を進めている。

また、ラーニングコモンズ、PBLスペース、ライブラリーホール等の教育環境を確保している。平成26年度は、ライブラリーホールにおける学内イベントは78件あり、展示室の利用は展示企画14件、入場者数10,667人である。閲覧座席数は本館増築時に増やし、各分館と合わせて955席である。

開館時間は、3館とも平日は8時30分から21時45分、土曜日にも授業がある期間は11時から19時、授業がある期間の日曜日は本館のみ11時から19時である。平成26年度の入館者数は3館合わせて725,420人であり、特に、増改築後の本館の入館者数440,018人は平成24年度の工事前に比較して13%増となっている。また、水戸キャンパスでは、本館の他に各学部に図書室があり、各学部の教育研究を支援している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効

に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

全学的には、図書館とIT基盤センターが学習室や情報端末を整備している。

水戸キャンパスの図書館本館は、平成26年度に、学生の自主的な学習を支援するためにアクティブ・ラーニングやPBLに対応できるラーニングコモンズ及びグループ学習室を整備している。平成26年度のグループ学習室の利用件数は3,798件である。利用状況を調査する満足度調査を行っており、その結果によるとおおむね良好な学習環境が確保できている。

工学部分館及び農学部分館においても、ラーニングコモンズ及びグループ学習室を平成26～27年度にかけて整備中である。工学部分館で360㎡、農学部分館で110㎡の整備を計画している。平成26年3月末現在の学生自習室の座席数は、図書館本館436席、工学部分館216席、農学部分館78席である。

また、各学部及び各研究科にも学生自習室等が設けられている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生ガイダンスは、入学直後の4月に、2日間にわたり、各学科（又は課程）及び各コースに分かれて実施している。ガイダンスの内容は、4年間の教育課程の説明、履修の流れや仕組み、各学科（又は課程）及び各コース等の授業の概要と学習のポイント、学生相談、各種資格の取得の仕方等についてである。教養教育ガイダンスも行われている。1年次から2年次にかけてキャンパス移動がある工学部及び農学部は、新入生に対しキャンパスツアーを実施している。留学生ガイダンスや編入学学生へのガイダンスは別に設定されている。

2年次以上の学生への専門教育ガイダンスは、学士課程での専攻選択や、教育実習や介護体験等の重要な学外活動等の前にも行われている。また、コース等の選択のガイダンスは、説明会、研究室訪問、希望調査、調整等が1か月以上にわたって行われている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学生相談の全学窓口としてなんでも相談室を設置し、学習相談も受け付けている。また、教養教育を対象として、数学、物理、化学の基礎に係る学習相談の窓口である理系質問室を、「総合英語」の履修に係る相談や自主学習に係る相談の窓口である総合英語学習相談室を設置し、大学教育センター教員、人文学部教員及び大学院学生が質問に応じている。平成26年度は、理系質問室では177件、総合英語学習相談室では94件の相談に対応している。

新入生に対しては、全学部でガイダンス直後に履修相談室を一定期間設置し、学習相談に当たっている。在学生に対しても、全学部でクラス担任制度及びオフィスアワーを実施しており、クラス担任制度は履修要項等に、オフィスアワーはシラバスにメールアドレスと一緒に記載している。クラス担任による履修指導の際には、ポートフォリオ・システムや学習カルテを活用している。クラス担任が受けた相談は学科会議等で学科、課程、コースの教員集団によって共有されている。

大学教育センターは、教養教育について学務課履修指導グループの窓口で相談を受けており、センター専任教員が助言している。また、意見箱を設置したり、学生懇談会を開催することでニーズの把握を行っている。

教育学部では、担任が年2回、全学生と面談を行っており、理学部では、学生モニター会でニーズの収集を行っている。工学部及び農学部では1年次生は水戸キャンパスで学習するため、通常の担任だけでなく、特別に水戸キャンパスに常駐する補助担任を設け、学習相談に当たっている。

留学生に対しては、留学生センターが学習相談窓口となっており、5人の専任教員が対応している。チューターを配置し、日本語補講等の日本語学習支援を行っており、また、日本文化の理解を深めるため、研修旅行、懇談会及び交流行事を実施している。

社会人学生に対しては、大学院設置基準第14条の特例による時間割の編制等個別相談に応じているほか、長期履修制度もある。障害のある学生の支援に関しては、その障害の程度に応じて個別に対応している。

発達障害学生の就学支援については、学生相談センターの下に発達障害学生支援部会を設置し、支援員（臨床心理士）2人を配置している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

全学で206のサークルが活動している。施設整備や財政支援を中心に、支援が行われている。また、サークル活動や自治活動等の中で優れた者を毎年学長が表彰しており、サークル活動を奨励している。平成26年度の表彰の実施状況は、学術又は教育の分野で62人、課外活動で39人、ボランティア活動で162人、人命救助等社会福祉への貢献で17人等である。

さらに、学生自主活動による学生向け大学広報誌『C-Ma i l』の編集を大学として支援している。キャンパスごとに毎年開催されている学生主催の大学祭では、施設の使用や経費補助等の支援を行っている。

学生の自治活動のうち、地域貢献型の「学生地域参画プロジェクト」を学内公募し、経費支援をしている。平成26年度は、人文学部学生による「障害のある人へ就労支援プロジェクト～地域と障害のある人とのつながりをつくる～」等、9件のプロジェクトが実施され、報告書が公表されている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

なんでも相談室を設置しており、様々な相談に対応している。平成26年度は合計531件の相談があり、修学上の課題や学生生活上の課題について対応している。加えて、様々な学生アンケートを行っている。平成26年度には学生寮及び研修施設に関するアンケートを実施している。平成22年度に引き続き、平成

27年度にも学生生活実態調査を実施し、生活実態に関する基礎資料を作成することとしている。

大学の相談体制としては、(1)生活・進学・進路他、(2)健康相談、(3)ハラスメント相談、(4)就職相談、(5)留学生相談といった5種類の相談区分に応じて相談体制をとっている。各学部で担任制をとっており、クラス担任等が相談に応じている。一部の学部では学生アドバイザーも置いている。

学生就職支援センターは学生の就職先の情報提供や相談会の開催等を行っている。

ハラスメントに関する問題については、大学としてハラスメントに関する規則を定め、さらに、ハラスメント対策のマニュアルを発行して、大学全体として対処している。ハラスメントに関する相談受付は、24人の教員、3人の看護師を相談員に指定して受け付けており、個人情報の保護に留意しながら、相談に応じている。しかしながら、学部を超えた相談体制や相談窓口が必ずしも十分に学生に周知されているとはいえず、この制度の実効性について、学生の立場に立っての改善が望まれる。

メンタルヘルスクエアについては、保健管理センターが中心となってカウンセラーを配置し、相談に当たっている。カウンセラーは日立キャンパス及び阿見キャンパスにも配置している。

留学生センターは、留学生に対しては、数年おきの全留学生対象の生活実態調査の実施により、生活状況やニーズを把握している。4月に新入生留学生ガイダンスを実施し、日本での生活、防犯、健康、奨学金、日本語学習等に関する情報提供を行い、5月には新入学部留学生全員に対する個人面談を行っている。国際交流パーティ、研修旅行、ホームステイ等の交流行事を企画・実施している。留学生からの相談に対しては、留学生センター専任教員が適宜助言・指導を行っており、また、就職に関する相談にも対応している。アルバイトや民間宿舎のあっせん、国際交流会館への入居やその運営、及び一般学生寮への入居等の生活面の支援は、チューターやSAによっても行われている。留学生のために各キャンパスに国際交流会館(居室数計115室、入居率87.0%)が設置され、新入留学生を中心に利用している。

障害のある学生に対しては、入学時に担当教員を決めて、相談や支援に当たることにしている。

これらのことから、ハラスメントに関する全学的な相談・助言体制は必ずしも十分に機能しているとはいえないものの、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学料や授業料の免除が毎年一定率(平成25~26年度の入学料免除率60.0~90.0%、授業料免除89.3~93.4%)で実施されている。日本学生支援機構以外の寄附金に基づく独自の奨学金として、ウエルシア関東育英奨学金(20万円、2人)、鴨志田邦明奨学金(30万円、5人)を支給している。鴨志田邦明奨学金は、経済的急変により授業料納付が困難になった学生への緊急給付である。また、全学部において成績優秀学生向けの奨学金制度が整備されている。加えて、人文学部には学生懸賞論文募集事業があり、工学部では、工学部同窓会(多賀工業会)によって学生活動支援助成金の支援が行われている。

私費外国人留学生に対しては、日本学生支援機構以外に茨城大学社会連携事業会からの寄附金に基づく奨学金を給付している。経済的支援の周知は、相談室や学内の各掲示板や担任を通して行われている。

一般学生寮は、水戸キャンパス(定員190人)、日立キャンパス(定員200人)、阿見キャンパス(定員82人)が用意されているが、使用率は47~94%とばらついており、平均充足率は72%である。その中には若干の留学生(計21人)も含まれている。老朽化した学生寮については、その改修を計画している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育を対象として、数学、物理、化学の基礎に係る学習相談の窓口である理系質問室、及び「総合英語」の履修に係る相談や自主学習に係る相談の窓口である総合英語学習相談室を設置し、有効に活用されている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

学校教育法第 109 条第 1 項に基づき学則及び大学院学則において自己点検・評価の実施を定めている。また、中期計画に基づき毎年度の教育の質の改善・向上を図るため、組織的な自己点検・評価を行っている。これらの評価は教育・業務評価会議が担当している。

学習成果アセスメントは、授業アンケート、卒業生アンケート及び企業向けアンケートによって行っている。その分析結果は各種FDを通して各教員に周知を図っている。

教学マネジメントのうち、定型的・定例的なものは全学教務委員会が担当し、教育に関する現状把握とその結果に基づく改善活動については教育改革推進会議が担当している。いずれも教育担当の副学長が責任者である。教育改革推進会議の動きに呼応して、各学部は教育の質保証に関する取組を実施している。

アセスメント・ポリシーや内部質保証に関するルールの明示化は、教学マネジメント体制の改革とともに策定を進めている。

大学執行部や学部執行部、各現場等の様々な意思決定や判断を効果的・効率的に支援する目的で、平成 26 年 10 月に大学戦略・IR室を設置している。大学戦略・IR室では、学習成果の把握や内部質保証システムの運用のための充実した情報提供を行っている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見に関しては、各学部及び各研究科、大学教育センターで授業アンケートを実施して意見の聴取を行っている。聴取結果については大学戦略・IR室から各教員へ情報提供がなされ、それを基に、各教員が授業改善を行うとともに、FD研修会等で学習の達成度や満足度を確認している。また、学生生活実態調査を行っている。さらに、学生から教育課程や授業及び施設上の要望、問題点及び疑問点を聴取するための試みとして、担任制を利用した情報収集、学生教員懇談会（人文科学研究科）、学生モニター会（理学部）、学長と学生との懇談会（平成 26 年度から。）等を実施している。改善の取組例としては、学長と学生との懇談会において、海外派遣への経済的支援の要望があったことから、一定の留学に対して一律 5 万円の旅費援助をすることとし、平成 27 年度は 125 人に助成している。

教員の意見に関しては、教育プログラム単位（学科会議）で得られた意見は、学部内の各種委員会を通

して学部長の下に収集される。また、職員の意見に関しては、事務長を経由して学部長に上げられる。改善の取組例としては、人文学部の教員から産休・育休教員の非常勤講師措置では不十分で代替教員配置が必要であるという意見があったことから、平成26年度に代替教員を配置する制度を開始し、平成27年度までに2人が利用している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学部及び各研究科、大学教育センターで学外関係者から意見を聴取している。例えば、教育学部では平成13年度から毎年、茨城県教育委員会との連絡協議会を開催し、地域の教育、教員養成に関わる諸問題、及び教員の資質向上等に関する事項について意見交換を行い、教育課程改革等に活かしている。また、大学COC事業について、企業訪問を実施してアドバイスを受けている。改善の取組例として、平成27年度から開講している1年次必修科目の「茨城学」では、訪問企業から講師を招いて講義を行っている。そのほか、企業ではTOEICを活用しており卒業生の英語力を担保して欲しいとの意見があったことから、英語力達成度を測るためのTOEIC本格導入に向けた調査を実施するために予算を措置している。

全学部において外部評価を実施し、評価結果を改善に活かしている。また、ミッションの再定義や改組作業に向けて、平成26年度末には県内企業24社を訪問している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各学部及び各研究科、大学教育センターでFDが実施されている。FDには、学外講師やFDの成果報告等を基に学部単位で行うFD研修会と教育プログラム単位でデータや事例を基に議論を行い、組織的な教育改善を行うFDミーティングの2種類がある。

FD研修会は、全学や各学部が課題として考えているトピックについて外部講師を招いているほか、各教育プログラムでの改善活動の報告会として実施している。

FDミーティングは、人文学部では、グッドプラクティスの共有や成績の推移と進学先のデータから学習成果を把握するために学科及びコースごとに行われている。理学部では、授業アンケートの結果等を用いて、コースごとに年1回集まりコースFDを行い、その報告を含むFDを理学部全体で年1回行い、教育課程の改善や授業内容の改善を図っている。工学部では、教育の質の向上や授業の改善を目的として、毎年2回、成績分布や教材、授業アンケートを持ち寄り学科単位でFD会合を行っている。また、教育学部、農学部では学部FD以外に、学科会議等において教育課程の改善や授業の改善について議論している。

このほか、大学教育センターでは、教養科目「総合英語」を担当する非常勤講師にも原則的にFDへの参加を依頼しており、質保証への取組に直接の参画を促す体制をとっている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

工学部では、技術職員が機器の管理から学生の教育の支援を担当し、特に機器のハンドリングに関しては周辺機器を含めて技術研修会を毎年4回程度定期的に催すなど、日々その資質を向上する取組がなされている。この内容は、技術部が公開している技術研修会資料にまとめられている。

農学部附属フィールドサイエンスセンターの技術職員は、関東・甲信越地域大学農場協議会技術研修会、関東・甲信越地域大学農場協議会研究集会・研修会、果樹技術交流会に、それぞれ1人が参加している（平成26年度）。

T Aに対しては、事前に教育補助任務についての心得や安全ガイドライン等を用いて、教育活動の質の向上を図るための教育を行っている。工学部及び農学部では、T Aは業務終了後に報告書を提出し、教員の指導を受けることになっている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学戦略・I R室を設置し、学習成果の把握や内部質保証システムの運用のための充実した情報提供を実施している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 46,563,086 千円、流動資産 2,826,168 千円であり、資産合計 49,389,255 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 6,822,610 千円、流動負債 2,937,807 千円であり、負債合計 9,760,417 千円である。これらの負債は、長期及び短期のリース債務 179,308 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、企業にとって成果を共有するメリットのある共同研究の獲得に努めるなど受託研究等収入の獲得拡大に向けた取組により、順調に増加している。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用13,736,012千円、経常収益14,063,023千円、経常利益327,010千円、当期総利益は51,104千円であり、貸借対照表における利益剰余金759,058千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、副学長・学部長会議で協議し役員会で決定された予算編成の基本方針に基づき予算編成し、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定し配分している。予算配分時には、毎年度予算概要により、当該予算のポイント等、教育研究活動等の目的別に即した予算名と配分額を説明の上で、予算配分を実施している。

さらに、学長のリーダーシップにより大学の施策を実施する、重点・戦略的経費において、教育研究組織改革、教育環境整備、学生支援経費等の特別な支援策として予算を確保している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定し、これに基づいて、教育研究施設整備のための施設整備費と教育研究施設整備更新及び修繕のための設備等維持管理費に予算配分されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、役員会の審議を経て決定され、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

さらに、官報及びウェブサイトにも広く公開するとともに、概要を分かりやすくまとめた財務レポートを作成し公表している。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監査計画を作成し、定期監査及び臨時監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する学長直轄の監査室が監査室規程、内部監査実施規程に基づき、内部監査計画を作成し、定期監査及び臨時監査を実施している。

また、監事と監査室及び会計監査人は定期的会合を行い、財務状況等の報告及び情報交換等を実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のための組織として、学長と理事で構成される役員会、役員・副学長間の情報共有や重要課題の議論及び情報共有を行う大学運営会議（学長・理事4人、副学長2人）、大学運営会議で議論された課題等を執行部全体で意見交換及び共通理解するための副学長・学長補佐会議（学長、理事4人、副学長2人、学長特別補佐5人、執行部スタッフ2人、事務局部長4人）を置いている。また、調整機能を担う副学長・学部長会議（学長、理事4人、副学長2人、学部長5人）を置いている。

事務組織として、理事・副学長の担当業務と連携させた総務部（34人）、財務部（40人）、学務部（54人）及び学術企画部（66人）と、学部に係る事務を処理するため5つの学部事務部（143人）を置いている。また、工学部には、技術系職員の組織として技術部（26人）を置いている。

危機管理については、平成27年5月にリスク管理委員会（理事4人、副学長2人、学部長5人、総務部長）を設置し、基本方針、関連規則の策定及び改廃、リスク管理の取組、マニュアルの整備、リスク管理に係る学内外の情報伝達経路の整備、原因究明及び再発防止策の策定を推進している。また、この委員会の下に、リスク管理対策連絡会議（総務部長、事務局部長、学部事務長）を置き、事案のフォローアップ、事業継続計画の策定・管理、緊急時の連絡体制の整備、避難訓練等の計画・実施等に当たらせている。

研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止については、研究活動上の不正行為等への対応に関する規程を定めている。不正防止の体制として、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（最高管理責任者を補佐し不正行為等に対し機関全体を統括する権限者：理事（学術担当））、不正行為等に対処するための研究倫理教育及びコンプライアンス推進責任者（学部長）を置いている。さらに、研究不正防止委員会を設置し、その下に、研究倫理専門委員会と研究費管理監査専門委員会を置いて、研究者倫理及び不正行為等に関するコンプライアンス、不正行為等防止計画の策定・推進、不正行為等の防止対策に係る啓発・検証、不正行為等が発生した場合の調査・管理に当たらせている。

安全衛生管理については、安全衛生管理規程を定めて、勤務する教員及び職員の安全と健康の確保を図っている。この規程における総括安全衛生管理者は、総務・財務担当理事とし、学内の各事業場に安全衛生管理者を置いている。国立大学法人化以降、第一種衛生管理者の計画的な養成を行っており、有資格者を各事業場の衛生管理者として配置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員の意見やニーズの把握は、各学部の教授会や各種委員会を通して、副学長・学部長会議や教育研究評議会で行っている。また、執行部スタッフ（学内コミュニケーション担当）を配置し、学長との意見交換会を、平成26年度は各学部及び教授会で6回、国際関係で1回、男女共同参画に関して1回開催している。

学生からの意見やニーズの把握は、学生生活実態調査や、学生とのコミュニケーションを図る取組である「学長と語ろう！」と題した学生懇談会で行っている（平成26年12月3日実施、参加学生57人）。この学生懇談会では、学修、学生生活、グローバル化の3つのテーマについて、事前アンケートの結果を基に、学長と意見交換を行っている。改善の取組例として、学生懇談会において、図書館の工学部分館及び農学部分館でもラーニングコモンズ等を整備してほしいとの要望があったことから、平成26～27年度にか

けてこれらを整備している。

その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズの把握は、経営協議会で行っている。経営協議会では学外委員からの意見を法人運営の改善に活用しており、改善の取組例として、産官学の連携をこれまで以上に強く推進してほしいとの意見に対して、平成26年4月に社会連携センターを発足させている。

また、県内で安定的に事業を展開している企業のうち、多様な業種の中から特色ある事業内容を持つ24社を選定して訪問し、大学COC事業や教育改革について意見聴取を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

組織規則に基づき、監事2人が置かれている。監事は、毎事業年度初めに監査計画書を学長へ提出し、監事監査規則等に基づき業務についての監査を実施している。監査結果は監査報告書として学長へ提出され、役員会、経営協議会及び教育研究評議会において報告されるとともに、学長から各部局長に通知している。

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議等に出席するとともに、業務運営の状況等について聴取を行うほか、重要な決裁書類等を閲覧し必要に応じて意見を述べている。

監事監査結果を踏まえた業務改善の一例として、サバティカル制度規程の改正と同制度実施細則及び適格候補者選考基準の全学共通化、同制度運用の予算面からの担保（平成27年度予算）等が挙げられる。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の資質向上を図るため学外研修に参加させるとともに、学内研修を実施している。平成26年度の実績は以下のとおりである。

マネジメントに関する研修については、国立大学協会が主催するマネジメント研修（ブランド戦略の構築と実現に関するもの）、理事研修会、トップセミナーに役員が出席している。また、大学改革に関する具体的なテーマについての理解を深めるため、マネジメントセミナー（筑波大学大学研究センター）に事務職員21人が出席している。このほか、文部科学省、国立大学協会、国立大学法人等監事協議会、関西学院大学等が主催するセミナーに事務職員が延べ14人出席している。

総務関係では、公文書管理研修（国立公文書館）、コンプライアンス、労務管理、メンタルヘルスに関する学内研修に延べ188人の事務職員が参加している。このほかにも国立大学協会、人事院、日本人事行政研究所等が実施する研修、説明会に延べ99人の事務職員が出席している。

財務関係では、学内研修で、会計業務の基礎研修と実務研修を実施し、延べ89人が出席しているほか、文部科学省、会計検査院が実施する研修に延べ10人が出席している。

情報処理関係では、情報処理統一研修（総務省）を延べ9人が受講、情報化要員研修（国立大学法人等情報化連絡協議会）をはじめとして、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構、国立情報学研究所等が主催する各種セミナー、フォーラムに延べ13人が出席している。

グローバル化関係では、英会話実務研修中級クラス・上級クラス（学内研修）に延べ16人が出席している。また、海外インターンシップとして1人を1か月間、アメリカの大学に派遣している。

上記以外に、マナー向上研修（17人）、放送大学を活用し単位修得を義務付けたキャリアベーシック研

修（43人）、若手職員向けテーマ学習会（20人）、新規採用の教職員研修（56人）、部課長級の管理職に対する管理職研修（21人）を実施している。

また、学外の大規模な研修に参加した職員による報告会が、研修に参加できなかった職員向けのSD研修として実施されている（43人が出席）。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価のために、教育・業務評価会議及び学術・教員評価会議を設置し、評価を実施している。また、評価の実施に当たり大学執行部や各学部執行部、各現場等の様々な意思決定や判断を効果的・効率的に支援するため、平成26年10月に大学戦略・IR室を設置している。

年度ごとの自己点検・評価については、各学部から中期目標・中期計画に沿って年3回報告を受けている。把握した状況に基づいて、翌年度に学長及び理事等の評点を付してまとめた「自己点検評価書」を作成している。

各学部における評価については、それぞれ評価委員会を設置し、自己点検・評価を行っている。なお、各学部の評価委員の代表者は評価会議委員も務める。

学校教育法第109条第1項に定められた自己点検・評価については、中期目標・中期計画及び年度計画に従って全学で実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成16年度より毎年、第1期及び第2期中期目標・中期計画の年度報告を通して国立大学法人評価委員会の評価を受けている。平成21年度には、機関別認証評価及び第1期中期目標期間評価を大学評価・学位授与機構と国立大学法人評価委員会から受けている。

各学部、大学教育センター、地球変動適応科学研究機関及びフロンティア応用原子科学センターが第2期中期目標期間中に外部評価を受けている。また、教員評価制度等のテーマ別評価や研究機関でのピアレビューも行っている。一部の学部では、JABEEの審査を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

機関別認証評価における指摘事項については以下のとおり対応を行っている。

教育学研究科教科教育専攻10専修のうち6専修においては、専攻に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る専攻を専修に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っていた。そこで学生に不利益を生じさせないため、大学院で主指導資格を持ちうる特任教員を採用し配置を開始している。また、特任教員ではない専任教員の補充について議論を開始していたところ、大学院に専攻ごとに置くものとする教員養成分野の教員数に係る告示が改正されたため、平成28年4月には教員配置状況が「教科に係る専攻に

茨城大学

において必要とされる教員数」を下回っている状況は是正される見通しとなっている。なお、特任教員の採用、配置によって専任教員を補充する努力は継続している。

農学研究科において、入学定員超過率が 130%と高いことの指摘がなされた点については、指摘事項を当該部局に通知し、厳格な定員管理を指示した結果、指摘の翌年度には 113%に抑えられ、その後入学定員超過率は高い状況にはなっていない。

国立大学法人評価委員会から、平成 26 年度に研究費の不適切な経理があったこと等の指摘がなされた点については、その対応として、監事が当該学部へ出向き、適正な経理に関し部局長等から直接意見を聴取するなど公的研究費の執行管理状況等を調査している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 英会話実務研修等の学内研修や海外インターンシップを実施し、また各種学外研修の参加者が学内 SD 研修で報告を行う等、多様な方法により職員の資質向上のための取組を積極的に進めている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び業務の概要をウェブサイトで公表している。また、大学の目的を達成する行動指針としての大学憲章は、ウェブサイトと大学概要で公表しており、各学部及び各学科、各研究科及び各専攻の教育研究上の目的は、入学案内や各学部及び各研究科のウェブサイト（大学ポータルにリンク）で公表している。

教職員に対しては、「IU学長だより」（ウェブサイトでの学内公開）を介して、大学の運営や改革の方針を説明している。また、新任教職員に対しては研修会で大学の目的等の周知を図っている。

学生に対しては、入学式や新入生ガイダンスの際に履修案内や学生生活ハンドブック「われらの学園」を配布し、大学の教育研究上の目的の周知を図っている。学生生活ハンドブックには大学憲章や学生行動規範を掲載しており、その内容はウェブサイトでも公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学、各学部及び各学科（又は課程）、各研究科及び各専攻の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、入学案内、各学部及び各研究科の履修要項に掲載している。ウェブサイト上には、「教育情報の公開」のページにて入学者受入方針が公表されているが、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、検索しやすい仕方で明確に公表されていない。また、理工学研究科では、履修要項に掲載している教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針とは異なる記述のものが、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針に代わるものとして公表されている。

新入生に対しては、入学式や新入生ガイダンスの際に、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針を掲載した履修案内を配布し、周知を図っている。

受験生に対しては、大学見学、学部説明会、高校訪問、オープンキャンパス等においてパンフレットや大学案内を配布して、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針及び教育課程の内容について公表・説明している。

これらのことから、公表に不十分な点はあるものの、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針がおおむね適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報は、ウェブサイト上の「教育情報の公開」のページにて公表している。

茨城大学

また、平成27年3月から、大学ポータルにおいて「大学の教育研究上の目的に関すること」等の情報を公開している。平成27年10月から、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する教員の養成の状況についての情報も、ウェブサイト上の「教員養成の状況の公表」のページにて公表している。

業務及び財務に関する基礎的な情報、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報は、ウェブサイト上の「法人情報」のページにて公表している。なお、学位規則の改正に伴う博士論文の公開は、附属図書館の教育・研究成果リポジトリを活用して行っている。

英語、中国語、韓国語によるウェブサイトを作成・公表し、全学部・研究科の概要や留学生活に必要な情報を提供するなどして、グローバル化に対応した海外への情報発信を進めている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 英語、中国語、韓国語によるウェブサイトを作成・公表し、グローバル化に対応した海外への情報発信を進めている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 茨城大学

(2) 所在地 茨城県水戸市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部、教育学部、理学部、工学部、農学部

研究科：人文科学研究科、教育学研究科、理工学研究科、農学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：該当なし

関連施設：図書館、IT 基盤センター、大学教育センター、入学センター、留学生センター、保健管理センター、学生相談センター、学生就職支援センター、教育学部附属学校園（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）、このほか全学共同教育研究施設（8 施設）など

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部7,039人、大学院1,074人、特別専攻科19人

専任教員数：530人 助手数：5人

2 特徴

茨城大学は、1949年（昭和24年）に旧制の水戸高等学校、茨城師範学校、茨城青年師範学校及び多賀工業専門学校を引き継いで設置され、発展してきた。創設以来、地域の特性を生かして人材を育成し、地域の産業、教育、行政へ大きな貢献をしてきた点に特徴がある。県庁所在地の水戸市に人文学部、教育学部、理学部、及び教養教育を行う大学教育センターが置かれている。県の中心に所在する特性をこれら3学部はいかんとなく発揮している。人文学部は茨城県や各市町村自治体と密接な連携のもと、教育と研究に取り組んで大きな成果を上げている。また、金融・サービス業が集積している地域性も効果的に活用している。教育学部は県教育委員会や各市町村教育委員会と綿密な連携のもと、教員の養成や教育方法の改善、教員の再教育などを行っており、県内の幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校の教育と運営に対して恒常的に貢献している。人文学部や理学部でも教員養成を行い、一定数の教員を輩出している。理学部は筑波研究学園都市の研究機関や東海村の原子力関連研究施設と連携を持ちながら高い研究レベルを維持しており、研究に立脚した教育を行っている。工学部は茨城県内の工

業の拠点である日立市に所在し、地元企業と連携した研究や技術開発を通じて、技術者養成を行っている。最近には特に、日本原子力研究開発機構と連携した研究及び人材養成が活発で、茨城県の支援を受けて大強度陽子加速器を活用する応用研究に取り組んでいる点で茨城県からの期待は極めて大きい。茨城県は日本有数の農業県であり、県中央部から南西部は最も農業が盛んな地域で、農学部はこの立地条件を生かし、地域の自治体や農業関連団体、つくば市の農学研究機関と密接に連携しながら、食品産業や農業に関係する技術者や地方自治体等で活躍できる人材を育成している。最近では耕作放棄地や農業に起因する環境問題、霞ヶ浦流域の環境保全などをテーマとして活発な研究と教育が行われている。特に、環境に配慮した持続的農業を目指す教育と研究はインドネシアなどとの国際協力・連携体制を構築しながら特色ある取組みとなっている。

大学教育センターは教養部改組に伴って設立され、継続して教養教育に取り組んできた。基本方針は4年一貫カリキュラムの中で教養教育を重視して実施することである。特に、高校での学修状態の異なる学生に対し、最も基本となる英語と数学の学力を、大学としてふさわしいレベルに向上させることに努力を傾注し、習熟度別教育体制を構築して高い効果を上げている。

全ての学部・研究科が加わって大学をあげて取り組んでいるのがサステナビリティ学プログラムである。平成18年に設置した地球変動適応科学研究機関を中心に、新規に研究員やスタッフを配置して、教育と研究に取り組んでいる。その研究成果は国際的にも高く評価されており、それらの成果が教育に生かされている。

茨城大学では、平成17年度より学部の中で教育組織と教員組織を分離する、学部学野制に移行した。学部は学生の所属する教育組織である。全ての教員は既存の学部に相当する学野のいずれかに所属し、学野の中に学部教育を担当する専任教員を置いた。学野内には研究分野毎に領域を置き、講座制は廃止した。この制度によって、教育組織や研究組織を柔軟に構築することが可能となった。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

（本学の目的）

茨城大学は、我が国の先端科学研究や工業、農業の拠点の一つであり、文化的伝統と自然環境の豊かな首都圏北部に位置している。本学は、開学以来、学則第1条に、「教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、有為な人材を育成するとともに、併せて地域社会の文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする」と定めて、人文・社会科学、教育学、理学、工学、農学の各分野における教育と、基礎・応用両面にわたる多様な研究活動、さらにそれらを基礎とした社会貢献を展開し、社会から信頼される大学としての実績を積み重ねてきた。また、平成21年度に、大学の目的を踏まえて、社会からの期待と要請に応えていくための指針として、「茨城大学憲章」を制定した。平成24年度からは、文部科学省との意見交換を経て、本学の強み・特色・社会的役割を整理した（ミッションの再定義）。これらを踏まえて、平成26年度には、地域・社会からの要請を踏まえて、「地域創生の知の拠点となる大学、その中で世界的な強み・特色の輝く大学」というミッションのもとに、先進的な人材育成と独創的研究、実効ある社会貢献を推進することを掲げた。

以上に述べたように、本学は、工業、農業の優位性など茨城の高い地域ポテンシャルを顕在化させ、新しい地域の力を生み出す役割を担うことを目指している。この目標の達成は、茨城大学の枠を越えて、社会の多様な関係者との連携によって初めて実現するものであり、本学は自治体、産業界、大学・研究機関、高校、海外の大学などがそれぞれの強みを出し合い協力・連携する多層的ネットワークの形成を主導し、そのハブとして機能することも重要な役割である。

以上の全体目標に沿って、第3期中期目標期間に向けて、次のような分野ごとの具体的な目標を設定し、学長のリーダーシップの下、その実現に取り組んでいる。

- 教育：ディプロマポリシーで定めた5つの茨城大学型学力（①自然環境、国際社会、人間と多様な文化に対する幅広い知識と俯瞰的な理解；②専門職業人としての知識・技能及び専門分野における十分な見識；③グローバル化が進む地域や職域において、多様な人々と協働して課題解決していくための思考力・判断力・表現力、および実践的英語能力を含むコミュニケーション力；④社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての意欲と主体性；⑤茨城をはじめとする地域の活性化に自ら進んで取り組み、貢献する積極性）を身につけ、社会の変化に主体的に対応し自らの将来を切り拓くことのできる総合的人間力を持ち、地域活性化を担い広く社会で活躍する人材を輩出する。
- 研究：地域にある世界有数の研究機関と連携した「量子線科学分野」、国際的な実績のある「地球環境変動研究の分野」、及び「湖沼・水環境科学分野」について教育研究拠点を形成し、特色ある研究成果を社会、そして世界に発信する。
- 社会貢献・地域連携：「地（知）の拠点構築（COC）事業」による地域志向教育を実施するとともに、地域の教育研究機関との連携強化を通して各分野の実践的人材を輩出して、地域に根ざした「地域の知の拠点」として広く社会から支持される大学を構築する。さらに、地方創生の推進に向けて、科学技術イノベーション、人文・社会科学、理工学、農学の融合による地域課題対応研究、産官学金連携や農医連携など地域課題解決型の研究を強化する。
- 国際交流：実践的英語教育と学生の受入・派遣のための支援体制を強化するとともに、アジア・太平洋諸国等の大学との国際教育連携を進めて、大学の教育研究の国際化を推進する。また、特色ある研究分野で、国際共同研究を進め、その成果を広く国際社会に向けて発信する。
- 大学運営：学長のリーダーシップを支える IR や助言体制を整備して、教育研究組織と大学ガバナンスの継続

的改革を行い、公正で開かれた運営によって社会的責任を果たし、常に自己改革を進める大学を構築する。

(学部・研究科の目的)

以上の全学の目標に沿って、各学部・研究科では、教育目的のさらなる見直しを行っているが、その基礎となる「ミッションの再定義」で掲げた各分野の教育目的は以下のとおりである。

- 人文学部：コミュニケーション学や、経済学・経営学等の社会科学諸分野の教育研究を通じて、専門分野に特有の知識・ものの見方・考え方・方法論等を学びつつ、就業力やプレゼンテーション能力等の特定の分野を超えた汎用的な学士力を備えた広く社会で活躍できる人材を養成することを目的とする。大学院修士課程では、判断力、構想力、実践力等、産業界をはじめ広く知識基盤社会の中核を多様に担い、現代社会の持続的発展のために貢献しうる専門職業人を養成することを目的とする。
- 教育学部：地域密接型を目指す大学として、茨城県教育委員会等と連携し、義務教育諸学校に関する地域の教員養成機能の中心的役割を担うとともに、茨城県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与するため、実践型教員養成を目標とする。学士課程教育では、附属学校や公立の連携協力校等を積極的に活用するとともに、教職実践講座、模擬授業室活用などによって、実践的な能力を育成しつつ、教科及び教職に関する科目を有機的に結びつけた体系的な教育課程を編成し、質の高い小学校教員を養成することによって茨城県における教員養成の拠点機能を果たしていく。また、平成 28 年度に教職大学院を設置して、学部段階での資質能力を有した者を受け入れ、より実践的な指導力・展開力を修得させ、新しい学校づくりの有力な一員となる新任教員養成を目指す。
- 理学分野：倫理観を醸成する教養、認定教育プログラムを含む国際通用性のある体系的な基礎理学、就業観等を身につける教育を展開し、修士課程においては、科学技術創造立国を支える高度職業専門人育成の役割を果たすとともに、博士課程においては、論理的思考力を有し課題解決できる高度な実践的研究能力を有する人材育成の役割を果たす。
- 工学分野：基礎科学・応用科学に基づく幅広い多面的な視野と豊かな人間性、社会性、高い倫理性を養い、国際的に活躍できる人材を育成することを目標に、機械系・電気系など工学各分野において、我が国の産業基盤を支える高度な技術者を育成する。さらに、茨城県東海地域に隣接した地域的特色を生かし、日本原子力研究開発機構など周囲の研究機関と連携した原子科学関連の高度専門職業人養成の役割を果たし、博士課程においては、科学技術の社会的側面を考慮した、上記の理工学分野における高度な科学技術の研究能力に加えて、科学技術を社会に適切に伝え、説明できる能力を有する先導的な人材を育成する役割を果たす。
- 農学分野：幅広い教養と、多様な文化と価値観を尊重する国際感覚を養い、食料、生命、環境に関する科学を体系化した現代農学の基礎学力を授けるとともに、実践的な学習の場を提供し、持続可能な社会構築に向けての諸課題である食料問題、資源・エネルギー問題、環境問題などを科学的に理解できる農学系人材と、それらの問題解決に取り組める高度専門職業人の育成の役割を果たす。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_ibaraki_d201603.pdf